

訴 状

平成 27 年 10 月 1 日

東京地方裁判所 御中

原告兼原告訴訟代理人弁護士 X 1 保 見

目次

第1 請求の趣旨.....	4
第2 請求原因.....	4
第3 請求原因についての説明の骨子(問題の所在)―両事件決定の事件の見立てが根本的に誤っており、それは、綱紀制度の運用・手続の設計が根本的に誤っていることから生じたものであること.....	6
I 事実認定・法解釈の違法が生じた根本的要因.....	6
1 両事件決定は、公益通報者保護・公益通報に対する請求者学園役員の義務についての配慮を全く欠いていること.....	6
2 不法目的性がどちらにあるのかについての見立ての誤り.....	8
II 綱紀制度の運用・法適用の違法.....	11
1 上記のような冤罪が発生したのは綱紀制度の運用・法適用が職務規程の形式的運用に随っていたからであること.....	11
2 他方で「違法行為の放置、助長、加担」という真に弁護士倫理上、最も重要な問題については、限定的解釈をとっていること.....	11
3 両事件決定における職務規程の解釈・運用は、日本の弁護士倫理の根本的問題をあぶりだすものであること.....	12
III 綱紀手続の違法.....	13
IV 綱紀委員の適格性・14条違反の疑いも惹起していること.....	14
V 独禁法違反.....	15
VI 決定は破壊的影響力を有し、決定は、すでに現在進行している訴訟に深刻な影響を与えていること(損害の発生).....	16
第4 事案の概要と公益通報該当性.....	17
I 根幹的事実関係.....	17
1 G学園をめぐる内部告発・公益通報と県の対応の経緯.....	17
2 公益通報者保護法と公益通報事実該当性に関する事実の進展.....	19
第5 一弁に対する請求.....	21
I 総論的問題.....	21
1 決定の事実認定はずさんきわまるのであること.....	22
2 法解釈.....	22
3 法適用.....	23
3 手続上の重大な瑕疵.....	23
(1) 調査義務の懈怠.....	23
(2) 告知聴聞の権利の侵害.....	24
II 個別事由に関する事実認定・法解釈の違法.....	24
1 原告 X1 が学園の委任契約終了の直後に通報者の代理人となっていることが、「非行」	

を構成するか(決定(9)(10)関係)	24
2 守秘義務違反(決定(11)(12)(14)関係)	27
3 業務監査請求を不当利益取得目的として懲戒対象行為と認定したこと(決定(15)(17)(18)関係)	29
4 労働組合の代理(決定(9)関係)	34
5 損害賠償請求・慰謝料請求(決定(10)関係)	35
6 契約の問題：委任契約書は作成されていること、契約は、包括契約であること(決定(1)関係)	35
7 報酬に関する紛議調停解決努力義務違反・説明義務違反はないこと(決定(5)関係)	37
(1) 紛議調停で説明を拒否した事実はないこと	37
(2) 説明努力義務が生じない特段の事由があること	38
8 直接交渉禁止義務違反(決定(20)関係)	41
9 村石、原賀理事宛てレター(決定(24)関係)	43
第6 二弁決定に対する請求	45
I 請求棄却の決定の法解釈・事実認定の違法	45
1 骨子	45
2 違反行為の詳細な説明	46
3 田中弁護士の違法な助言(違法行為の助長—職務規程14条違反)	49
4 田中弁護士の行為は、非良心的行為であること((職務規程21条))	52
III 手続・制度の運用の問題	53
1 原告 X2 は、事情聴取の機会、補充主張・追加証拠の提出の機会なく却下決定を受けたこと	53
2 必要最小限の調査を行わなかったこと	54
3 議決後に新証拠が出たにもかかわらず、議決を確定させたことの問題	54
III 綱紀委員の適格を欠くものによって審理・決定が行われたこと	54
第7 日弁連に対する請求	55
I 請求棄却の決定の法解釈・事実認定の違法	55
II 綱紀制度の運用・法適用の違法	56
III 綱紀手続の違法	56
第8 綱紀制度の仕組みによって、違法な決定・原告らの損害が発生していること	56

第1 請求の趣旨

第1 東京弁護士会(以下「一弁」という)の平成27年9月7日付請求者学校法人G学園・原告X1に関する平成25年第101号綱紀事件(以下「X1事件」という)における懲戒相当との決定に基づき懲戒委員会による懲戒処分を行うことの差し止めを求める。

決定の違法・無効の確認を求める。

一弁は、原告らに800万円を支払え。

第2 東京弁護士会(以下「二弁」という)の平成27年4月20日付請求者X2和美・対象弁護士W喬一に対する平成26年(コ)90号事件(以下「W事件」という)決定に関し、決定の違法・無効確認を求める。

二弁は、原告らに100万円を支払え。

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)の平成27年8月26日付異議申立人・X2和美・対象弁護士W喬一に対する平成27年綱第422号事件(以下「W異議事件」といい、2弁事件と日弁連異議事件を総称して「W事件」という)決定に関し、決定の違法・無効確認を求める。

日弁連は、原告らに100万円を支払え。

第2 請求原因

1 被告一弁に対する請求

(1) 被告一弁の決定に対する損害賠償請求・決議の違法・無効確認

(i) 決定の事実認定、法解釈において、綱紀委員の善管注意義務違反があり、決定は、違法・無効であり、かつ、損害賠償請求権が発生する。

(ii) 綱紀制度の運用の違法:綱紀制度が、弁護士の業務活動を不当に制限する拡張的解釈により、懲戒に値しないものを形式的職務規定違反で簡単に懲戒事由とする一方、真に弁護士倫理に違反する違法行為の助長・非良心的行為を行った者については、限定的解釈をとり不問に付される結果、違法行為を行っている側が、弁護士倫理を使って被害者を攻撃することができるという運用・法適用になっていることに基づく損害賠償請求

(iii) 綱紀手続の設計の違法:綱紀手続が、透明性に欠け、綱紀委員の名前も知らされず、聴聞・弁論の機会も付与されず、適正な調査も行わずに、申立書と答弁書にのみ依拠して、適格性に何らの保障もない綱紀委員により、採決が行われるという制度となっていることに基づく損害賠償請求。中世の魔女裁判となんら変わらないものであり、かかる前近代的な綱紀制度を設計運用している

こと自体が、弁護士自治の濫用である(損害賠償請求)。

(iv)名誉毀損：原告 X1 の不当利益獲得目的との表現は、全く根拠のない中傷であり、名誉毀損である(損害賠償請求)。

(v)一弁決定は、請求者による違法行為を助長するものであり、議決に参加した議員は、善管注意義務違反のみならず、職務規定 14 条に該当する懲戒相当の非行がある(損害賠償請求)。

(vi)独禁法違反：決定は、原告 X1 が原告 X2 から受任してはならないとするものであるが、これは事業者団体の決定による不当な取引制限であり(独禁法 8 条 1 項 4 号)、また、事業者団体による不公正な取引方法(独禁法 8 条 1 項 4 号)であり、共同の取引拒絶(19 条、一般指定 2 号)であり、取引妨害(19 条、一般指定 14 号)である。また、(2)の弁護士の業務活動を不当に制限する拡張的解釈により、懲戒に値しないものを形式的職務規定違反で簡単に懲戒事由とする一方、真に弁護士倫理に違反する違法行為の助長・非良心的行為を行った者については、限定的解釈をとり不問に付される運用の結果、弁護士業務に対する萎縮効果、消費者の最適の弁護士へのアクセスが奪われる結果となっており、実際に、本件紛争でも F 弁護士が辞任することになった。これも、事業者団体の決定による不当な制限・不公正な取引方法であり(独禁法 8 条 1 項 4 号、5 号)、共同の取引拒絶(19 条、一般指定 2 号)であり、取引妨害(19 条、一般指定 14 号)である。

(2) 被告一弁に対する差止請求

上記のうち、共同の取引拒絶(19 条、一般指定 2 号)であり、取引妨害(19 条、一般指定 14 号)については、独禁法 24 条に基づく差止請求権がある。

2 被告 2 弁に対する損害賠償請求・決議の違法・無効確認

(1) 部会の決定の事実認定、法解釈に関し、綱紀委員の善管注意義務違反があり、決定は、違法・無効であり、かつ、損害賠償請求権が発生する。

(2) 綱紀制度の運用の違法(内容は一弁と同じ)

(3) 綱紀手続の設計の違法(内容は一弁と同じ)

(4) 部会の議決が、実際に綱紀委員たる適格性を欠く者(I 圭一弁護士)によって行われたことによる損害賠償請求

(5)独禁法違反：(2)の弁護士の業務活動を不当に制限する拡張的解釈により、懲戒に値しないものを形式的職務規定違反で簡単に懲戒事由とする一方、真に弁護士倫理に違反する違法行為の助長・非良心的行為を行った者については、限定的解釈をとり不問に付される運用の結果、弁護士業務に対する萎縮効果、消費者の最適の弁護士へのアクセスが奪われる結果となっており、実際に、本

件紛争でも F 弁護士が辞任することになった。これは、事業者団体の決定による不当な制限・不公正な取引方法であり(独禁法 8 条 1 項 4 号、5 号)、共同の取引拒絶(19 条、一般指定 2 号)であり、取引妨害(19 条、一般指定 14 号)である。

3 被告日弁連に対する損害賠償請求・決議の違法・無効確認求

(1) 部会の決定の事実認定、法解釈に関し、綱紀委員の善管注意義務違反があり、決定は、違法・無効であり、かつ、損害賠償請求権が発生する。

(2) 綱紀制度の運用の違法(内容は一弁と同じ)

(3) 綱紀手続の設計の違法(内容は一弁と同じ)

(4) 独禁法違反(内容は 2 弁と同じ)

第 3 請求原因についての説明の骨子(問題の所在)―両事件決定の事件の見立てが根本的に誤っており、それは、綱紀制度の運用・手続の設計が根本的に誤っていることから生じたものであること

X1 事件決定は、公益通報者保護・公益通報に対する学園役員の義務についての配慮を全く欠いた結果、事件の加害者と被害者を見誤って、事件の被害者に懲戒相当との議決を行った冤罪事件である。原告 X1 には、弁護士倫理に反するような非行は一切行っていない。このような冤罪が発生した理由は、綱紀制度の運用が根本的に誤っていることから生じたものである。

以下での請求原因についての記述は、各被告の請求原因に共通の部分の説明になっており、各被告ごとの請求原因に関する主張は、第 5、第 6、第 7 で行っている(本第 3 との共通部分は、第 3 を参照という形で引用している)。

I 事実認定・法解釈の違法が生じた根本的要因

1 両事件決定は、公益通報者保護・公益通報に対する請求者学園役員の義務についての配慮を全く欠いていること

W 事件では、監事として、理事の信認義務違反・善管注意義務違反の経営を監視する立場にある弁護士 W 喬一が、理事の信認義務違反・善管注意義務違反の経営についての情報提供を行った通報者を保護せず、これを放置し、通報者に対する不法な抑圧が行われる状況(公益通報者保護法違反である)をも放置したことは、監事(および学園代理人田中弁護士)が「違法行為の放置・助長・加担」を行っているものであって、まさに懲戒相当行為である。ここでの違法行為と

は、理事の信認義務・善管注意義務違反（私立学校法の解釈(明示の規定はない)民法 644 条。)、公益通報者保護法違反、教員免許法違反、そのほかに、違法行為が疑われる行為としては、背任、横領、詐欺、脱税などである。

住民訴訟で平成 27 年 1 月 28 日に開示されたフェリーチェと学園との業務委託契約・経費内訳書により、委託料だけで年間 5000 万円以上、受任者であるフェリーチェは学園のサッカー場・ナイター設備・トレーニングマシン・浴場設備等のあらゆる設備をすべて維持費すら負担せず¹にただで使うことができ、その使用に要した費用は、学園が負担するという常識はずれの内容になっていることが発覚している。さらに、平成 27 年 9 月 4 日に千葉県から開示された平成 25・26 年の業務委託契約に基づくフェリーチェが学園に請求した経費内訳書では、フェリーチェの社宅、自動車、お中元、学園理事長の親睦組織である田川会の会費までフェリーチェが学園に請求していることが明らかになった。同契約がフェリーチェの利益を優先したものであり、公益通報に該当する事実が存在することは明らかになっており、ありえないような内容の業務委託契約を監事として放置し、公益通報者からの通報に対して、適正な調査を実施せずに、通報者に対する不法な抑圧が行われる状況をも放置してきた監事が「違法行為の放置・助長・加担」を行っている実態もあきらかになっている。

ところが、被告二弁、被告日弁連は、事実関係を十分調査もせず、監事 W についての懲戒請求を棄却した。

他方で、被告一弁は、事件の加害者と被害者を見誤り、原告が公益通報者のために、役員²の告発つぶしに対抗するために行った弁護士としての業務活動を懲戒相当行為とする議決を行った。

決定は、X1 事件を単なる労使紛争と考え、使用者の側の代理人がいきなり労働者の代理人に転じて、労使交渉を行う事例であるかのように X1 事件を構成し、原告 X1 が学園の委任契約終了の直後に通報者の代理人となったことを非難して、「非行」があると認定している。その他の事由も多数認定されているが、決定が原告 X1 を非難する根本はここにある。

しかし、原告 X1 は日弁連調査課に問い合わせしており、会社の顧問が、会社の顧問契約を解除されたのちに、内部通報者の代理人になることは、利益相反には当たらず、守秘義務の問題に抵触しない限り、受任は可能であり、公益通報者の情報開示が公益通報者保護法で保護される限りにおいて、開示しても守秘義務に反しないと言う回答を得ている。その点を全く決定が考慮も言及すらしないのは、不当極まりない。決定の解釈自体も不当極まるものであるが、仮に、決定の解釈が正しいという前提に立ったとしても、原告 X1 は相当な注意を尽くして行動しているのであり、懲戒理由にすることはできないはずである。決定

の非難は全く理解しがたい不当極まるものである。

そもそも、原告が受任しえない事件という解釈自体が、尋常なものではない。決定が「被用者」としているものは、公益通報者あるいは内部通報者であり、内部通報者の保護の観点が必要であるが、決定にはその観点が全く出ていない。決定も認めているように、使用者が契約を解除した場合には、被用者である公益通報者の代理人になっても利益相反はない。決定もその点は認めている。

決定は、信義則に反するとするようだが、本件で契約を解除したのは学園であり、かつ、学園顧問のときに処理した事件とは別の事件であり、このような事件に信義則による制限を及ぼすことは、弁護士業務に対する不合理かつ過度に広汎な制限である。

そこで、決定は使用者の代理人であった者が、被用者の代理人となることは、基本的人権の擁護と社会正義の使命とする弁護士の職責に反すると主張しているが、公益通報が妨害されることなく、その情報の真偽が確かめられることこそ、法の正義の実現の基礎であり、通報が握りつぶされる事態はその反対であり、弁護士の社会的使命・社会的信頼の確保・基本的人権の擁護からは真逆の結論が導かれるのであり、決定の論理は異常というほかない。第5のⅡ. 1でより詳細に論じている。

2 不法目的性がどちらにあるのかについての見立ての誤り

(1) 請求者学園の不法目的は十分説得的に答弁書で主張されていること

X1 事件において、原告 X1 は、本件の事実関係を詳細に説明した上、懲戒請求は、請求者のフェリーチェとの業務委託契約に基づく信認義務違反の経営のカバーアップのために行われた汚い行為であり、濫用的懲戒請求や弁護士倫理違反を脅しに使う告発者を孤立させることは、化学兵器や細菌兵器を使うようなもの(おきて破りの攻撃防御)であると主張し(答弁書 40 頁)、懲戒に値するのは、請求者の違法行為を放置・助長・加担している学園代理人弁護士(田中弁護士)、学園監事 W 弁護士であること(この点は、第6、第7で詳細に説明している)、事案全体を総合的に判断すれば、実質的に違法性がなく、権利の濫用であると判断されるべき事例であることを答弁書においても詳細に主張したが、その点については、何ら答えず、原告 X1 が無償で業務監査をやると言っている証拠が多数あるにもかかわらず、原告 X1 の行動を利益獲得目的であるなどとする不可解な認定を行っている。決定は、公益通報を逃れるための汚いやり方を綱紀委員会が承認し、綱紀委員会が違法行為を放置・助長・加担すると評価されかねない決定をまともな審理・調査も行わずに行ったものである。

(2)原告 X1 に利益目的はないこと

決定は、本件の初動段階での原告 X1 の対応を「対象弁護士は、これまでに認定したとおり、懲戒請求者から委任契約を解消され、顧問契約の締結を拒否されるや、懲戒請求者を相手方として、①労働組合を代理しての団体交渉要求、②被用者を代理してパワハラ等を理由とする謝罪請求及び損害賠償請求、③被用者を代理して労働審判請求を相次いで行い、懲戒請求者の秘密に属する情報を漏洩するなどの懲戒に相当する行為を行っており、」(57 頁)として、原告 X1 が不当な利益要求を行っているとして認定している。この認定も尋常なものではなく、名誉毀損である。

原告 X1 は、業務監査を行うことを求めたのであり、業務監査請求を行った翌日である平成 25 年 8 月 28 日の午前の会議で、報酬に関しては、無償にするとしており(甲 B 甲 3 の 5 の末尾参照)、利益を得る目的などは存在しないし、この点は、9 月 19 日の書簡(甲 B 甲 3 の 21 の 3 頁目)でも確認されている。

本件では、原告 X1 は、膨大時間をプロボノ業務として行っていることについては、甲 B 甲 52 を参照されたい。

請求者が顧問契約の締結に関し、原告 X1 の書簡を引用するときに、意図的に「対象弁護士との顧問契約を復活させ、対象弁護士に月額 50 万円の顧問料を支払って業務監査を依頼しなければ」という文言を付加して事実関係を歪曲させようとするものであることは、答弁書 34 頁でも明確に指摘しているのである。以下、引用する。

懲戒請求書には、カッコ書きで、「対象弁護士との顧問契約を復活させ、対象弁護士に月額 50 万円の顧問料を支払って業務監査を依頼しなければ」という文言を付加しているが、もとの文章にはそのようなことは示唆されておらず、ここに懲戒請求者とその代理人の悪意がよく表れている。問題に対する適切な対応がとられなければ、重大な結果を招くというのが文面の素直な読み方である。今のような対応をしていると大変なことになりますという警告であり、カッコ書きの追加は、懲戒請求者が告発の問題を報酬の問題でそらそうとする 8 月 28 日の会議で三根谷がとった対応をここでも執拗に繰り返しているのである(乙 1 添付の労甲 3 の 5【乙 1 添付の労甲号証は本件証拠甲 B 甲号証である】の会議の議事録と第 6 の 3 の記述を参照)。懲戒請求事由 6 に関し、上記 1 で述べたとおり、業務監査を行うことが重要であり、報酬の問題はいつでもよい(無償でもよい)ことは、乙 1 添付の労甲 3 の 5 の会議の議事録 43 頁、88 頁の対象弁護士の発言で明らかにされているうえ、報酬の点を削除した 8 月 29 日の改訂版の業務監査請求書(乙 1 添付の労甲 3 の 4)を送っているものであり、その経緯を無視して、

あたかも当職が報酬をとることにこだわっているという虚構の事実をねつ造するもので、卑劣というほかない。

なお、念のため確認すると、決定が指摘する①については、適正な監査を実施するための内部的努力であり、②③の行為は、相手方の不当抑圧に対抗するもので、通報者の保護の目的であり、利益獲得目的とは何ら関係がない。そもそも、依頼者の利益を図るうえで必要な行為を、不当な利益要求とするのは、弁護士の業務活動についての不当な制限であり、綱紀委員としての弁護士倫理が問われる問題である。職務規程 22 条においても依頼者の意思の尊重が規定されている。公益通報のために行われた通報は秘密の漏えいにあたるものではなく、代理人がそれを開示したとしても守秘義務違反にあたらないことは、上記のとおり、日弁連調査課に確認済みである。

(3) 懲戒請求の意図が辞任を請求し、原告 X2 を孤立させる不法の目的であることは明らかになっていること、

請求者が、信認義務違反の経営を行っていること、告発つぶしのために原告 X2 に悪質な不当抑圧を行っていること、告発つぶしという不法な目的の一環で弁護士を X1 を攻撃していることは、労働事件の法廷で明らかになっており、懲戒請求の意図が辞任を請求する不法の目的であることは、X1 事件決定を受けて請求者が、原告 X1 のみならず、関係のない F 弁護士の辞任を要求している(甲 B d5 被告準備書面 4)ことから明らかになっている。

懲戒請求者の懲戒請求の意図は、代理人を辞任させ、原告 X2 を孤立させることにあることが明らかとなっているのである。

しかも、X1 事件において原告 X1 の主張・提出証拠だけでもそのような不法の目的の疑いは十分うかがわれる(甲 B 甲 3 の 17、18、19、20、22、甲 4、4 の 2 これらの証拠の証拠説明として、「業務監査を拒否し、論点をそらすために、原告 X1 を辞職させようと異常な態様で原告 X1 を攻撃している」と説明している。)。この執拗な行為の方が、原告 X1 が送付した書簡よりよほど弁護士倫理上の問題は大きいはずだが、決定は、そのような懲戒請求権の濫用という綱紀制度の信頼性にとって重大な問題に対し、調査も行わなければ、原告 X1 にこの点をなんら質問もせず、不法目的が疑われる事情を一切無視し、請求者が善意であるかのようなありえない前提で原告 X1 を懲戒相当としたことは、綱紀委員の中立性・適格性・見識が疑われ、綱紀委員自身の弁護士倫理が問われるものである。

II 綱紀制度の運用・法適用の違法

1 上記のような冤罪が発生したのは綱紀制度の運用・法適用が職務規程の形式的運用に墮していたからであること

X1 事件決定は、そのほかにも多数の懲戒事由があるとするが、上記の点を除けばその他の事由は、重大なものではなく、しかも、X1 事件決定を読めば顕著であるが、職務規程を交渉の自由、消費者の弁護士へのアクセスを奪うような解釈を平然と行っており、独禁法の観点からは、許容できないことが明らかな解釈・運用を行った結果、多数の懲戒事由をでっち上げただけあり、一つとしてまともな懲戒事由に該当するものはないのである。

しかも、X1 事件決定は、各事由ごとに職務規程違反を認定したあと、その後にそれが個別に懲戒対象となる「非行」にあたるか否かは、何ら論じておらず、職務規程違反がすべて、「非行」にあたるかのような前提をとっている(これは、請求者と同じ考えに立つものである。ここからも、請求者代理人は、綱紀委員の事件処理を熟知したプロであると推測される)。

綱紀違反が、公表という対象者を辱める手段を制裁の中心とすることからも強い責任非難を伴うもののみがその対象となるはずである。

懲戒制度で懲戒相当とするには、違反行為の重大性や非行に値する行為であるかという実質的違法性の観点(職務規程 82 条)、請求者の動機・目的の正当性・不法性、行為者が相当な注意をもって行動したか否か(過失)、職務規程の解釈に予見可能性が確保されていたか、その他の特段の事情(対象弁護士の行動の正当事由・合理性・相当な理由など)が考慮されているかなどを考慮しなければならないのに、そのような配慮は全くないか著しく偏向して判断されている。端的な例が、学園との委任契約終了後に公益通報者を代理したことについての職務規程違反の問題であり、原告 X1 が調査した限り、この受任を職務規程違反とする先例、解説はなく、かつ、日弁連調査課に問い合わせたうえで、受任を続けているのであり、仮に職務規程違反行為があったとしても、「非行」には当たりにえないと解するのが当然であるのに、この点については、全く言及されていない。

2 他方で「違法行為の放置、助長、加担」という真に弁護士倫理上、最も重要な問題については、限定的解釈をとっていること

他方、W 事件決定は「違法行為の放置、助長、加担」という真に弁護士倫理上、重要な問題について、簡単に違反なしと決定している。綱紀委員が、両事件を

総合的にとらえ、適切に調査を尽くしていれば、学園の監事・代理人が深刻な法の正義の実現を妨害している（obstruction of justice）と評価されるべき事例であることに気付いたはずである。決定は、本来、弁護士倫理により厳しく糾弾されるべき悪質な司法妨害を行う弁護士を擁護し、悪質な司法妨害の中でなんとしても法の正義の実現を図ろうとして悪戦苦闘する弁護士を弁護士倫理違反であるとして、糾弾しているのである。

すなわち、現行の運用は、真に罰せられるべき重大な違反である違法行為の放置・助長・加担の事例に対しては限定的なアプローチをとる一方、それ以外の違法行為の放置・助長・加担に比べて、はるかに重大性が低い規定については、交渉の自由、消費者の弁護士へのアクセスを奪うほどの拡張的解釈をとり、かつ、職務規程に該当すれば、弁護士倫理違反に当たるとする形式犯的解釈がなされるので（この点は、次の段で述べる）、違法行為の放置・助長・加担という弁護士倫理上、最も規制されなければならない行為を行っている側が、弁護士倫理を使って相手方を攻撃するというあってはならないことが起こるのであり、本件は、その危惧が現実化した事件である。本件では、綱紀制度が違法行為を助長する結果となっているという重大な事態が現実のものとなっているのに、綱紀委員はそのような問題意識を全く欠いて、綱紀制度を運用しているのである。綱紀委員が法の正義・司法妨害という弁護士倫理の脊髄がわかっていないというほかに、綱紀委員の適格性・弁護士倫理が問われる事態である。

3 両事件決定における職務規程の解釈・運用は、日本の弁護士倫理の根本的問題をあぶりだすものであること

決定が行っているような事件の筋を見ず、個別の懲戒請求事由を形式的に判断するというアプローチで懲戒されるものを増やしても何ら日本の弁護士倫理の状況は改善されない。

弁護士倫理がどこまで浸透し、社会の信頼を確保できるかについては、司法妨害—違法行為の放置・助長・加担—（職務規程 14 条）や非良心的行為（職務規程 21 条）に対し、どれだけ、綱紀制度が厳しく対応できたかにかかっている。日本で、違法行為の放置・助長・加担に対し、ほとんど実績がないことは、職務規程の 14 条についての解説を見ても明らかであり、弁護士倫理の執行状況は、十分なものではない。職務規程 14 条が、この点に関し、「詐欺的取引、暴力その他違法若しくは不正な行為」という限定された文言をとっていることが、その点は、一弁決定が利益相反で行ったように一般条項を使えば、対応可能である。具体的には、21 条を活用すればよい（この点は、後述する）。

しかし、決定は、原告 X1 の懲戒行為には、広めに職務規程を解釈する一方、この条文の「違法行為、不正行為」については、一転して限定的な解釈をとるという本来あるべき解釈とはあべこべの解釈を行っている。X1 事件については、細かな違反をも懲戒相当の理由とする一方、W 事件では、法定開示書類の閲覧拒否の助言という違法な助言があるのに、これは、不問に付されている(第6参照)。もちろん、W 事件では、法定開示書類の閲覧拒否の助言ではなく、学園理事の公益通報者保護法違反・信認義務違反の経営その他の違法行為の助長こそが問題の核心であるが、些末な点を比較しても、拡張的に解すべきところと拡張的に解釈すべきでないところの解釈運用が本来あるべき運用方法とは真逆になっている。

現状の運用は、小さな悪に厳しく大きな悪には寛大な制度になっているだけである(ただし、X1 事件の場合は、小さな悪もない)。本件では、監事 W が、公益通報者保護法に違反して、業務監査の適正を確保しなかったこと、同人が長年に渡って善管注意義務違反の経営を見逃してきたことがいまや明らかとなっており、これを不問に付す一方、公益通報者への攻撃の一貫として弁護士倫理を使う汚い行為、非良心的行動に対し、綱紀委員がそれを懲戒に付すようでは、綱紀委員は、非良心的行動に加担しているとの評価せざるを得ないものである。そのような運用を平然と行うようでは、日本の法の正義は死んだと言っても過言ではない。

Ⅲ 綱紀手続の違法

綱紀手続自体が、透明性に欠け、綱紀委員の名前も知らされず、聴聞・弁論の機会も付与されず、適正な調査も行わずに、申立書と答弁書にのみ依拠して、適格性に何らの保障もない綱紀委員が自らの氏名を秘して採決するという制度となっている。中世の魔女裁判となんら変わりのないものであるとすら評価できる極度の手続的保障に欠ける制度なのである。

綱紀委員会の審理は、自ら職権で調査を行わず、当事者から提出された証拠のみに依拠する審査制度であり、かつ口頭弁論のような聴聞の機会が確保された対審構造でもない。

X1 事件、W 事件の両事件において、原告 X1 は、事件の事実関係について、適切に主張し、証拠の提出を与えられる機会が得られず、突然、決定書が送られるという不意打ち的な運用に遭遇し驚愕した。同事件では、事情聴取が行われた平成 26 年 11 月 12 日においては、使用者の代理人が被用者側につくことの問題、守秘義務の問題、初動段階での不当利益獲得目的などは、全く問題にもな

らず、報酬請求の仕方・2月1日付顧問契約書に関する質問が行われただけであった。

W事件では、これまた、請求者である原告X2が全く事件について説明する機会もないまま却下決定を受け、これまた驚愕した。

綱紀委員の氏名は、非公表であり、その適格性が全くわからない制度となっていることも、重大な手続的保障の瑕疵である。W事件では、独禁法のピーシー橋梁談合事件で、審決(平成22年3月24日ピーエス三菱ほか10名に対する件)の35頁において、名指しで検査妨害・証拠隠滅の事実を指摘されたI圭一弁護士が、綱紀委員会の部会長を務めていた。このことから、犯罪者が裁判官を、または、反社会的勢力が警察幹部を務めているようなものであり、綱紀委員の適格性について、何らの審査・チェック機能が働いていないことが明らかとなっている。部会長だけが署名するため気付いたものであるが、部会長でなければ、気が付く機会すらなかったであろう。

W事件では、この点を指摘し、原告X2は、部会長I圭一の忌避申立てと懲戒請求している。

今回の一弁決定は、あまりにもありえない事実認定であり、I弁護士の懲戒請求についての意趣返しではないかとさえ憶測されるのである。

さらに、弁護士会では、懲戒請求を各単位弁護士会が受け付け、単位弁護士会ごとにバラバラに審査・判断が行われるため、綱紀委員は事件の全容を知らずに(知ろうとせずに)、ばらばらに(かつ形式的に)判断を下す。本件では、監事Wの行為、田中弁護士の行為、原告X1の行為についてその動機から総合的にとらえる必要があるのに、3名の弁護士が異なる弁護士会に属しているため、それを行うことができない。

両事件を併合して東京地裁による司法審査に服させることが、事案を解明し、綱紀制度の欠陥により生じた重大な冤罪事件・人権侵害事件を救済することができる。それゆえ、両決定により、懲戒処分の差止めと原告らが被った損害についての損害賠償請求訴訟を提起するものである。

IV 綱紀委員の適格性・14条・21条・5条違反の疑いも惹起していること

これまで述べたところからも(第6で詳細に述べるが)、X1事件の請求者代理人田中弁護士(及びW監事)の行為こそ弁護士倫理の観点からはるかに重大な非違行為なのであって、原告X1が不当利益目的であることを理由に(その理由はまったく誤っているが)そのような状況をなんら検討すらせずに、X1事件で原告X1を懲戒相当としたこと、W事件で、まともな調査を行わずに請求を棄却した

ことは、綱紀委員がそもそも弁護士倫理がなんたるかがわかっていないのではないかという適格性に対する疑問、現行の綱紀制度は「魔女狩り」になっており、全面的な見直しが必要ではないかとの疑問を惹起するものである。下記VIで述べる決定の影響に照らせば、綱紀委員こそ職務規程 14 条(違法行為の助長)・21 条(非良心的行為)・5 条(公正性・中立性)等の違反に該当する疑いがある。

V 独禁法違反

弁護士会の綱紀制度には、弁護士自治が認められているが、事業者団体の活動であり、自主規則であるから、独禁法の適用がある。独禁法においては、事業者団体の自主規制は、それが、弁護士の事業活動の不当な制限でないこと(8 条 4 号)、不公正な取引法でないこと(8 条 5 号、19 条)が必要であり、弁護士職務規程の解釈には、8 条 4 号、5 号、共同の取引拒絶(19 条、一般指定 2 号)、取引妨害(19 条、一般指定 14 号)に該当するものでないことが必須である。自主規制に関して独禁法を適用した事例は多いが(今年の司法試験にも出題されている)、差止請求・損害賠償事件で、違法とされた事件として、エアソフトガン事件(東京地判平成 9 年 4 月 9 日(百選 45 事件))がある。

職務規程による制約は、規制目的の正当性、内容の合理性、実施方法の相当性があれば、許容される余地がある(前掲東京地判平成 9 年 4 月 9 日)が、(少なくとも X1 事件に関する運用に関しては)以下の点で弁護士職務規程の解釈・運用に合理性を見出すことができず(内容の合理性、実施方法の相当性なし)、X1 事件決定は、独禁法 8 条 4 号、5 号、19 条にも違反し、原告らは差止請求権を有するものである。

(i) X1 事件決定の職務規程の解釈運用は、職務規程による違反の範囲を広く取りすぎており、予見可能性を失わせるばかりか、弁護士の事業活動を不当に制約するものとなっている

(ii) とくに、委任契約終了後に公益通報者を代理したことについては、上記(1)の利益相反はないが、なお、使用者側を代理していた者が、公益通報者の代理人になれないとの職務規程の拡張解釈は、公益通報者が適切な代理人にアクセスする権利を奪うものであり、著しく不当な弁護士業務に対する制限である。

(iii) かかる過度に広汎な規制は、消費者の利益にも、弁護士倫理を強化することにもなっておらず、かえって違法行為の放置・助長・加担という最も深刻な倫理違反をおかしているものが、職務規程違反で、相手方を攻撃する道具として使われることを容認するものとなっている。

(iv) 他方で真に弁護士倫理に違反する違法行為の助長・非良心的行為を行っ

た者については、限定的解釈をとり不問に付される運用の結果、違法行為を行い、これを助長する弁護士による相手方への攻撃材料として使われる結果となっており、弁護士業務に対する萎縮効果を生じており、実際に、本件紛争でもF弁護士が辞任することになった。

VI 決定は破壊的影響力を有し、決定は、すでに現在進行している訴訟に深刻な影響を与えていること(損害の発生)

懲戒請求自身が、その名誉感情、信用、業務・依頼者への影響の点から弁護士が最も恐れるものであり、そのような指摘がなされると、弁護士は、依頼者の利益より、自らの利益を優先して、代理人を降りるのが通常である。本件で、原告 X1 が降りなかったのは、甲 B 甲 52 に記載した特殊事情があること、原告 X2 が自殺しかねないのではないかとこの点を考慮したからである。懲戒請求の脅しはかくも破壊力がある手段なのであり、請求者学園代理人はそれをわかって職務規程のみを使っての原告 X1 を攻撃しているのであり、このような濫用的行使に対する歯止めがなくなれば、国民の弁護士に対するアクセスや信頼が揺らぐ。この防御方法が是認されるようでは、公益通報者が自殺する事態もありうるのではないかと原告 X1 は憂慮している。その濫用的行使に対する綱紀委員の認識の甘さこそが深刻な問題であり、綱紀委員の適格性に深刻な疑念が生じているのである。

したがって、決定による損害の発生は明らかであるが、具体的にもこの決定が、請求者・原告 X1 の代理人に送付されたのは、労働事件の証人尋問期日の直前であり、証人尋問前の貴重な時間が、決定の対応に割かざるを得なくなった。証人尋問期日後も次の証人尋問の準備に使うべき貴重な時間が、X1 事件の対応にとられ、原告らは大きなダメージを被った。

請求者は、この決定を証拠として、労働事件の裁判所に提出し、原告 X1 と F 弁護士の辞任を求めており、F 弁護士は辞任するに至っている。原告 X1 まで辞任したのでは、事件の解決は一層遅れるばかりであり、原告 X1 は辞任することはないが、原告らは精神的にも大きなダメージを受けており、原告 X1 の名誉感情は著しく傷ついている。

そもそも、執拗に請求者代理人が、原告 X1 と原告 X1 の事務所に辞任を求める書簡を送り続けたことで、原告 X1 は、事務所のアソシエートをこの事件で使うことができなくなっており、そのことから重大な損害が発生していたが、F 弁護士まで失うことで、原告 X1 の負担はさらに増している。

損害賠償の損害額は現時点では慰謝料・原告 X1 の逸失利益であるが、訴状記載の損害額は一部であり、追って損害額についての主張を行う。

第4 事案の概要と公益通報該当性

事案の時系列については、添付の時系列表を参照されたい。

I 根幹的事実関係

1 G 学園をめぐる内部告発・公益通報と県の対応の経緯

学校法人 G 学園(以下「学園」という)は、カトリックのマリア会という修道院が運営する東京九段の G 学園の理事長であった田川茂によって設立された。田川理事長は、九段の暁星の理事長時代、暁星のコンセプトのインターナショナルスクールを木更津に創立しようとして、保護者・九段暁星の卒業生・財界から 30 億円の寄付金を集めて設立された(ただし、暁星の大学を創る目的だと偽って寄付金を集めたという人もいる)。しかし、マリア会が設立を認めなかったために、田川氏とマリア会は絶縁状態にある(それでも籍だけはマリア会に属している)。しかし、2011 年に学園を訪問した岡田東京大司教は、学園をカトリック学校として認知し、2012 年版のカトリックのハンドブックへカトリック校として掲載されるようになった。

原告 X2 は、学園でもっとも評判が高く、募集も安定していた学園の小学校の評判を確立した教頭である。学園の理事の一部が、サッカースクールと癒着し、学園がサッカースクールの食い物になっており、その結果、学園の財務状況が急速に悪化していること、このままでは、経営は立ちいかかなくなるのではないかと危惧し、当時、学園顧問弁護士であった原告 X1 に公益通報を行った。ところが、三根谷浦安幼稚園園長は、田川理事長に対する影響力を行使して、原告 X1 との顧問契約を解除させ、平成 25 年 8 月 19 日の理事会で自らを理事長に、フェリーチェの代表松原良香を評議員に就任させた。

原告 X1 は、学園からの契約解除通知が届いた 8 月 26 日に、原告 X2、訴外 X1 健から事情を聴き、フェリーチェの問題を隠ぺいするため、原告 X1 との顧問契約を解除し、通報者を含めカトリック関係者すべてを排除する動きがあることを聞かされた。原告 X1 は、カトリック信者であり、親族 13 名が東京九段の暁星学園の卒業生であったことからカトリック学校の信認義務違反の経営を正す責務があると考え、プロボノ(社会奉仕)案件として原告 X2・訴外 X1 健の代理人に就任し、学園理事長・学園監事弁護士 W 喬一に対し、2013 年 8 月 27 日、業務監査請求を行った。

しかし、学園監事弁護士 W は、2013 年 9 月 4 日、理事会を招集させ、自ら弁

護士による業務監査を拒否する提案を行ってこれを可決させ、知人の田中弁護士を学園代理人に就任させた。その後、学園の理事らは業務監査請求を行った原告 X1 に対して、集団リンチのような言語に絶する壮絶なパワーハラスメント・監視行動を行い、原告 X2 の代理人である原告 X1 を辞任させて依頼者を孤立させるような悪質な対応をとってきた。

やむなく、原告 X2 は、平成 25 年 9 月 25 日、千葉県に対し告発を行った。原告 X2 の告発を受けて、平成 25 年 10 月 27 日、千葉県学事課は、学園に対し、学園の生徒数が急減している事情などについて事情聴取を行い、同年 11 月 27 日と同年 12 月 4 日に立入検査を行い、同年 12 月 25 日、以下の 6 項目の通知を行ったうえで、フェリーチェとの業務委託契約を見直し、経営改善計画を策定し、2 か月以内に、千葉県に提出することを指導し、5 年間は、千葉県が経営状況を監視することを伝えた。さらに、千葉県学事課の検査指導の中で、原告 X2 が告発の主内容としていた S 教諭の教育職員免許法違反(22 条)も明確に認定されている。同条違反は刑事罰対象行為である。

- ①就業規則について再雇用に関する規定を盛り込まれていないこと
- ②フェリーチェとの業務委託契約に関し、その費用の積算根拠が不明であること
- ③フェリーチェとの業務委託契約に関し、その効果が不明確であり効果について検証すること
- ④3 年続いて赤字であり、直近の年度の赤字は 2 億 4 5 0 0 万円に上っていること
- ⑤2010 年度に、S 教諭が教員免許を取得せずに中学の授業を行っていたこと
- ⑥特待生に関し、その基準が明確でなく、基準に照らしても基準に該当しない生徒に対し、授業料が免除されていた事実が認められていたこと—新聞報道によれば、松原の子息がこれに該当することが伝えられたということである。

経営改善計画の作成期限である平成 26 年 2 月末日において、学園が提出した経営改善計画は全くいい加減なものであったにもかかわらず、県は、経営責任を明確にせよとの指導をおこなうことなく、平成 26 年 3 月に交付する補助金について、5%を減額したのみで、95%を交付した。

県の指導が、法令上、県に要請される公益通報者保護義務を果たさず、調査、指導内容は不十分なものであったため 学園の理事らは、何らの責任をとらずに居座り、告発を行った原告 X2 に言語に絶する不当抑圧を加えたうえ、11 月 7

日より1週間の病欠を余儀なくさせ、翌日に復帰しようとした平成25年11月13日に自宅待機とし、経営改善指導の翌日である平成25年12月26日には、給料を不払いとし、平成26年3月27日に懲戒解雇した。原告X2は、平成25年12月6日労働審判を申立て、労働審判が、平成26年3月12日に24条終了したため、平成26年4月22日に地位確認訴訟・田川理事長、三根谷理事、W監事、学園代理人田中弁護士に対する損害賠償請求訴訟を提起している。

同年5月末に経営改善計画が提出されたが、この計画は、以下の2で明らかになった過大な業務委託料・学園のクラブハウス・寄宿舎で居住する一切の費用を学園が負担することになっており、学園のエクウィップメントをアストラスタッフへ無償で提供するという内容になっているというありえない内容の契約をなんら修正することなく経営改善計画を承認し満額の補助金を支給した。この問題については、県の任務懈怠も明らかであり、住民訴訟・国賠請求訴訟を提起している。

2 公益通報者保護法と公益通報事実該当性に関する事実の進展

公益通報者保護法では、公益通報を行った者を公益通報のゆえに解雇処分が行われた場合には無効であるとされ(3条)、不当抑圧、自宅待機、給料不払いその他の不利益処分が禁止されており(5条)、学園の対応は、かかる同法に違反するものである。

また、公益通報者から公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない(10条)。県の対応は、適切なものとは言えず、公益通報者保護法10条に違反する。労働事件で被告学園は、フェリーチェとの業務委託契約の締結が信認義務違反になるとの告発は、公益通報対象事実にあたらないと主張するが、信認義務違反が存在する場合、詐欺・背任・横領が疑われる状況になるのであり、実際、原告X2は、県に対する通報において、詐欺・背任・横領が疑われる業務執行が存在すると主張し、下記の事実から公益通報事実該当性は揺るぎのないものとなっている。このような刑罰法規違反の事実は、公益通報対象事実を構成するものである。また、教育職員免許法違反も公益通報対象事実である。

平成27年1月末に、住民訴訟において学園とフェリーチェとの業務委託契約の委託料が開示された結果、以下の点と告発対象事実が公益通報にあたるものであることもゆるぎないものになった。

①学園が委託料として、年間 5000 万円を超える委託料をフェリーチェに支払っていたこと

②その見返りとして、契約においてフェリーチェが行うべき義務とされていた人員派遣の必要性は検証されておらず、また、実際には行われていない疑いがあること、

③これだけの委託料を払いながら、サッカースクールのために新設されたコース(アストラコース)の9割の生徒は、授業料が減免される特待生であること

④経営改善指導に応じて、平成26年度の入学生についての特待の比率をわずか10%下げただけで、生徒数が2割以上、低下したこと、したがって、委託料は、何ら募集に貢献するものではなかったこと。

⑤委託料に加え、業務委託契約では、フェリーチェの従業員であるアストラスタッフが学園のクラブハウス・寄宿舎で居住する一切の費用を学園が負担することになっており、学園のエクウィップメントをアストラスタッフへ無償で提供するという内容になっていること。この契約ではフェリーチェは学園のサッカー場・ナイター設備・トレーニングマシン・浴場設備等のあらゆる設備をすべて維持費すら負担せずにただで使い、その使った費用は、学園が負担するのである。

それに基づき、フェリーチェは、自らが主宰するサッカースクールの大会・合宿を学園の運動場・ナイター設備を使っているが、その費用を何ら支払っていない(学園が受け取るのは、寮に寮生以外が宿泊する児童の一泊当たりの宿泊実費である3500円だけであるが、合宿では、別途の食事も用意されるのであり、それだけの費用では、宿泊費もカバーされない)。フェリーチェは、事務所を学園の寮内に設置しているが、その使用料(賃料)も支払っていない。

平成27年9月4日に行政文書開示請求に基づき、平成25・26年の業務委託契約に基づくフェリーチェが学園に請求した経費内訳が開示された(甲60)。開示文書では、フェリーチェの社宅、自動車、お中元、学園理事長の親睦組織である田川会の会費まで学園に請求していることが明らかになった。

⑥住民訴訟における原告の指摘の後、学園は、追加措置として、アストラのコースを1クラスに削減し、委託料を総額で月400万円から153万5千円に引き下げる大幅な見直し(実に60%以上の削減率である)を実施し、経費をすべて学園が負担する条項が削除されたこと(県の追加指導とみられる)。

⑥学園のホームページによれば、派遣スタッフを大幅に削減し、アラマオ氏とのアドバイザー契約も解除していること

以上の点から契約が学園よりフェリーチェの利益を優先するものであること

は明らかとなっている。契約・経費内訳書を一見すれば、学園がフェリーチェの食い物になっていること、これを締結した担当者(三根谷・松原)には背任・詐欺の疑いがあることは明らかなものであり、公益通報事実が存在することはW弁護士、田中弁護士が業務委託契約を丁寧に読めば一目瞭然であった。

労働事件における田川理事長に対する証人尋問がX1事件の決定書が送付された直後の平成27年9月14日に千葉地方裁判所木更津支部で行われ、原告X1から田川理事長に対して田川理事長が署名押印を行ったフェリーチェとの各契約書について質問をしたが、田川理事長はその契約内容(年5千万円の支払いをフェリーチェに対して支払うという事実等)すら全く把握しておらず、むしろ「フェリーチェから学園が賃料を取っていないのはおかしいじゃないですか」と原告X1に聞き返してくる状態であった。最高責任者かつ契約に署名押印をした田川理事長が契約の実態すら知らされないでいると述べたことによって、上の主張はさらに裏付けられている。

労働事件は、10月20日に三根谷、W監事の証人尋問が予定されており、近々に結審する予定であるが、公益通報事実の存在、不当抑圧の存在、解雇事由がないことは、労働事件で明らかになっており、来年3月までに原告ら勝訴の判決が下される可能性が高い状況にある。

原告X2は、平成27年4月1日より、●の幼稚園主事(教頭格)に就任している。原告の就職先は、理事長田川茂の属する修道会(マリア会)が経営する学校法人であり、判決を受けて、原告X2の処遇を話し合うことは可能であり、また、出向させることも可能である。カトリック小中高連盟委員長高橋博氏は、カトリックから本件の仲裁に乗り出しているが、三根谷理事がこれを阻んでいる状況である。同氏も10月20日に証人尋問予定である。

上記の事実関係に照らせば、学園の理事・監事の責任は、ゆるぎないものとなっている。労働事件は、10月26日の証人尋問後、最終回の口頭弁論を経て、結審するものと予想される。

なお X1事件決定を受けて請求者は、原告X2代理人(原告X1・訴外F)の辞任を要求し、懲戒請求の意図が辞任を請求する不法の目的であることが明らかになっている。

第5 一弁に対する請求

I 総論的問題

総論的問題は、第 3 で述べたとおりであるが、そこで述べていない点を補足する。

1 決定の事実認定はずさんきわまるのであること

(1) 根幹的事実の認定の誤り

長文に渡る決定であるが、実際の論理の流れはずさん極まるものであり、事実認定の誤りが多数あり、その根幹は、事件の見立ての取り違えであり、決定は原告 X2 の告発対象事実についての性格を見誤っていることにより生じたものである。答弁書提出後に、住民訴訟等により開示されたフェリーチェと学園の業務委託契約、その経費の支払い状況からいまや内部通報事実の真実相当性、及び公益通報保護法の公益通報該当性は立証されており、決定は事実関係の根幹部分を誤認したものである。綱紀委員会が、議決の前に、聴聞・証拠提出の機会を与えるなど、善管注意義務を果たしていたならば、このような根幹的事実に関する評価を見誤ることはなかったはずである。

なお、決定は県の経営改善指導があったとしても告発対象事実我真実相当性が立証されていないかのように認定しているが、非常識極まるものである。県の経営改善指導は、告発に関する事実について行われており、真実相当性が認められるのが当然である。経営改善指導とは、業務改善命令に匹敵するものであり、字義どりに受け止めるような軽いものではないことは常識であり、経営改善指導がありながら、公益通報の真実相当性が立証されていないとするのは、経験則・良識に反するものである。通報対象事実の性格をとらえ違っているという一点において、すでに重大な事実誤認がある。

(2) きわめて偏向した事実認定であること

加えて、決定は、原告の主張・反対証拠について言及することなく、請求者の作ったシナリオをそのまま採用した偏向的な判断となっている。この点は、きわめて多数であり、詳細は、個別事由ごとに述べる。

2 法解釈

(1) 労使紛争という見立ての誤り—公益通報者保護の観点欠け、総合的な判断ができていないこと

この点は、第3のIで述べたとおりである。

(2) 職務規程の解釈運用は、弁護士交渉の自由・弁護士の事業活動を不当に制約するものであり、独禁法8条4号、5号、19条に違反すること

この点は、第3のVで述べたとおりである。

3 法適用

この点は、第3のIIで述べたが、本件の個別事由を判断するにあたっては、少なくとも以下の事情を考慮する必要があるが、全く考慮されていないか著しく偏向した考慮・規範定立がなされている。

(1) 解釈の職務規程全体・弁護士倫理の趣旨・独禁法の不当な取引制限・取引妨害でないかなどの点を総合して判断されているか。

(2) 請求者の動機・目的の正当性・不法性が考慮されているか。この点については、X1事件決定を受けて請求者は、原告X2代理人の辞任を要求し、懲戒請求の意図が辞任を請求する不法の目的であることが明らかになっている。

(3) 非行に値する行為であるかという実質的違法性の観点(職務規程82条)が十分に考慮されているか

(4) 職務規程の解釈に予見可能性が確保されているか

(5) 対象弁護士が相当の注意を払ったことが考慮されているか

(6) その他の対象弁護士の行動の正当性・合理性・相当な理由を基礎づける特段の事情が考慮されているか

3 手続上の重大な瑕疵

この点は、第3のIIIで述べたとおりであるが、X1事件の具体的な瑕疵を補足する。

(1) 調査義務の懈怠

決定が、事実認定を根本的に誤った原因は、並行して進行している原告らが申立人の役員らに対して提起している損害賠償請求事件の記録(本件では、甲Bとして提出している)を適宜当事者に請求するなどして、事件のアップデートに努めることが可能であるが、全くそれをせずに、答弁書提出時の事実をもとに粗雑な事実認定を行うというお粗末さである、懲戒権を行使する委員会として、

最低限上記の調査義務は尽くされなければならず、係る最低限の調査義務を懈怠したまま行われた決定は著しい善管注意義務を懈怠したもので違法・無効であり、かつ懈怠したことに基づく損害が発生している。

(2) 告知聴聞の権利の侵害

X1 事件では、原告 X1 は、一度事情聴取を受けたが、その時には報酬請求の仕方についての説明を求められただけであり、その点についての何ら委員から批判めいたものはなく、説明に納得していたので、原告 X1 とその代理人は、いずれもこれで懲戒になる可能性はないと信じており、それゆえ、労働事件、行政事件の進展に伴い取得した証拠を提出しなかった。それが決定書では、報酬請求の話以外に多数の違反を認定する内容となっており、全くの不意打ちである。懲戒手続である以上、いかに事業者団体の手続であろうとも、適正手続を踏む必要があり、かつ弁護士会の手続の結果の重大性に鑑みれば、事情聴取を適正に行い、原告 X1 の防御権を十分に確保しなければなら係る配慮を欠いた決定は、重大な手続瑕疵があり、その内容の適正如何に関わらず無効である。しかも、手続的保障や不意打ち防止は弁護士会が刑事手続き、行政手続きで強く主張しているところであり、このような全く手続的保障を欠いた形で綱紀制度を運用していることは弁護士会の恥であると言わざるを得ないものである。

II 個別事由に関する事実認定・法解釈の違法

個別事由については、決定 31 頁以下で

(1) (5) (9) (10) (11) (12) (14) (15) (17) (18) (20) (24) があげられているが、重要性の高い順に説明する。

1 原告 X1 が学園の委任契約終了の直後に通報者の代理人となっていることが、「非行」を構成するか(決定(9)(10)関係)

この点は、すでに第 3 の I で詳細に述べたとおりであり、決定は、X1 事件を単なる労使紛争と考え、使用者の側の代理人がいきなり労働者の代理人に転じて、労使交渉を行う事例であるかのように X1 事件を構成し、公益通報の特殊性について何ら考慮せず、判断を行っていない。しかし、公益通報者という地位は、労使紛争の労働者の地位とは別の独自の地位である。もし、公益通報者が単なる労働者であるなら、公益通報を学園の顧問弁護士が窓口になり、調査を行うことも否定されることになる。決定は、内部通報実務の根幹を揺るがしか

ねない重大な誤りがある。

しかも、この問題について、原告 X1 は日弁連調査課に問い合わせしており、委任契約が終了しているのであれば、利益相反の問題は生じず、秘密保持の問題が残るだけであること、告発対象事項そのものについては公益通報者保護法により保護される旨の回答を奥弁護士より得た(甲 Ab3 の 1 懲戒請求答弁書 21 頁) ことについては、全く無視している。この立場こそ、内部通報実務に整合した職務規程の正当な解釈であるにもかかわらず、それに何ら言及していないことは尋常ではない。決定は、基本的人権と社会的正義・弁護士の社会的信用という論理を持ち出すが、この観点に立てば、公益通報者の代理人になることが承認されるはずであり、決定の論理は全く見識に欠けるものである。

以下では、内部通報を受けた場合の使用者の顧問弁護士の立場については、十分な配慮が必要であることについて、具体的に補足する。

第 1 に、使用者の顧問弁護士に内部通報が行われた場合、顧問弁護士が通報者の氏名を使用者に伝えるなどの行為を行った場合には善管注意義務違反を免れず、それにより懲戒を受けた弁護士も存在する(と理解している)。通報に対して、学園の利益と役員(経営陣)の利益を区別して、役員から独立して行動することが求められるのである。顧問弁護士が、通報に関する事実と氏名を役員に教えずに調査を開始しようとした場合、顧問弁護士は契約を解除されることもあるであろう。未上場企業や非営利法人では、そのように推移することが多いと思われる(X1 事件もその一例といってもよい)。その場合に、顧問弁護士だったものが、通報者の代理人として、通報に関する業務を行うことが否定されるべきであろうか。もしこれが否定されるのであれば、顧問弁護士を切ることによって、内部通報を握りつぶすことが容易に可能になる。実際には、使用者側の代理人であった者が、通報者の代理人になることはほとんどない。金銭的にみて割に合わない仕事であることは明らかであるからである。しかし、通報者の側に立って、通報対象事実の存在を明らかにすることによって、経営の適正を回復することが禁じられるべきではない。それは、法の正義、弁護士の使命から積極的に評価されるべき行為である。この場合、法人の利益と告発により、信認義務違反・善管注意義務違反の責任を問われる役員の利益を区別して考えなければならないのである。

以上の点は、日弁連調査課に対する奥氏の回答でも十分意識されており、緊急事例であるということで、問い合わせ当日に明快な回答を得ている。このことから日弁連においてもすでに議論され、内部的なコンセンサスがあったのではないかと思料される。日弁連調査室は、職務規程の公式のコンメンタールを編集している機関である。日弁連調査課の解釈こそ、内部通報実務に整合した職務規程の正当な解釈であり、原告 X1 は、この点に、答弁書でも繰り返し指摘

しているのである。にもかかわらず、その解釈に何ら言及していないことも尋常ではない。このような決定案が承認議決されたことは、信じがたく、善管注意義務違反はもちろんだが、綱紀委員の中立性・資質の欠如が深刻に疑われる。

決定のような不合理な解釈は、弁護士自治に基づく職務規程の裁量的解釈権限をもってしても正当化できるものではない。決定の論理は、事業者団体が公益通報者への弁護士のアクセスを制限し、弁護士の事業活動・交渉の自由を制限するものであって、独禁法上、事業者団体の不当な制限・不公正な取引方法・共同の取引拒絶・取引妨害に該当し、差止めの対象となる重大な違法行為である。

万一、このような受任が許されないとしても(繰り返すが、そのような解釈はありえないが)、委任契約終了後に公益通報者を代理したことについて職務規程違反とする先例、解説はなく、かつ、原告 X1 は日弁連調査課に問い合わせたうえで、受任を続けているのであり、相当の注意義務を尽くしたうえで受任を行っているのであるから、仮に形式的に職務規程違反であるとしても、懲戒対象の「非行」とはならない。

第 2 に、学園理事・監事が学園の利益ではなく、自らの保身のため、学園の利益を犠牲にして行動しており、かつその代理人もそのような理事長の個人的利益のために行動している場合には、その違法な経営を正す側である公益通報者の側に立ち、違法な経営の是正に努めることは、学園の利益を守る行為であり、かかる観点でも利益相反はもちろん、信義則その他の職務規程からも受任できない事件ではない。

請求者(そして決定)は、理事会の決定が法人の決定として、絶対のものであると解しているようだが、学校法人でも役員は信認義務を負う存在であり、それは、寄付者・補助金支出者に対して負うものであるという視点を欠いている。この点について甲 52 の原告 X1 の陳述書の以下の点を引用して補足する。また、甲 Ba3 損害賠償事件の請求の趣旨の変更申立てには、非営利法人の信認義務違反の問題について詳細な議論を展開しているので、その点も参照されたい。

カトリック校の持つ意味が法的に何もないかのように考えられがちですが、寄付者の意思という観点から全く法的判断と無関係とは言い難いと思います。学園が設立されるにあたって行われた寄付は、30 億円にも上り、その寄付はマリア会と暁星学園の信用によって行われたものです。その寄付者の意思は、キリスト教の教育理念の下にインターナショナルスクールを創立することに対し、寄付をおこなったものです。サッカースクールをつくるために 30 億円もの

寄付が行われたものではありません。また、学校法人において、理事会の意思決定が全てであるかのように考えられていますが、この点も疑問です。理事会は取締役会と同じく、学校法人の機関に過ぎないのであって、信認義務・善管注意義務を負う存在です。誰に対する信認義務・善管注意義務なのかと言えば、寄付者あるいは補助金を交付した県・国に対するものです。従って、本件のような甚だしく悪質は教育理念の変質が理事会の意思決定であることを理由に、許容されることはあってはならないことだと思います。理事会決定に反対することを懲戒理由に挙げていますが、理事会の方針自身が明らかでないことも問題ですが、理事会の決定であれば何でもできると考えていることが重大な問題であり、非営利法人の理事会の役員は善管注意義務・信認義務が損害賠償事件の判決において、明確にしていただけを切望しているものです。

2 守秘義務違反(決定(11)(12)(14)関係)

(1) 守秘義務の前提となる取得情報に関する事実認定

決定は、いかなる情報が秘密として管理され、いつどのように原告 X1 に伝達されていたかについては、全く認定せず、原告 X1 があたかも告発書に記載された全ての情報を原告 X1 が学園の代理人であった時点で取得していたと認定しているが、そのような事実はなく(そのように原告 X1 が自白したこともない)、何らの証拠に基づくものではない。認定はずさん極まりないものである。実際に原告 X1 が学園の代理人である時期に取得した情報は、X2 氏からの内部通報として取得した 8 月 29 日付書簡(甲 B 甲 3 の 3)の業務監査の正当事由に書かれた内容(実際にはその通りではなく、その萌芽的情報)だけである。9 月 19 日付書簡(甲 B 甲 3 の 21)参照

(2) 守秘義務の範囲についての法解釈の誤り

決定の守秘義務についての理論構成は、守秘義務の射程(「秘密」情報の意義・例外的に情報が開示される場合)についての基本的な理解を欠くものであると言わざるを得ず、議決に賛成した綱紀委員の資質には、この点でも重大な疑念を生ぜしめるものである。

告発書に記載された情報は、第 3 者(公益通報者)からを負うことなく取得した情報であり、第 3 者から守秘義務を負うことなく、取得した情報について、これを開示することは正当な情報開示であり、前の依頼者に対する守秘義務に反するものではない。

決定は、通報者の保護に関しても、保護の対象はあくまでも通報者であって、その代理人である弁護士ではなく、通報者の保護と弁護士の守秘義務とは別の問題であると説示し、通報者が秘密保持義務を負わなくても、原告 X1 の秘密保持義務は、解除されないという論理を展開するが、全く独自の理論であり、弁護士の事業活動を不当に制約するもので違法な解釈である。もし、そのような理論が構築されれば、同種事件での受任はほとんど不可能になる。必ず前の事件の依頼者の秘密情報が含まれており、新しい代理人からそれを開示してください（相手に対して主張してください）と依頼されたときに、前の事件の守秘義務があるから私からは開示できません（主張できません）では仕事にならないであろう。つまり、新しい依頼者が開示してよいと言った情報は、そのものが守秘義務を負っている情報でない限り、これを開示しても、守秘義務違反にはならないと解さなければ弁護士業務は成り立たないのである。

国際カルテル実務、とくに最近、日本企業が巻き込まれている自動車部品カルテルで、複数の企業を代理する場合、ある事業者からリネンシー申請を行うような場合、秘密情報を公取委・外国当局に知らせることになるが、その情報には、当然ほかの依頼者からも得ていた情報が含まれる。その情報を開示できないのでは、課徴金減免申請ができないことになり、依頼者は、リネンシー申請に関して専門的知見を有する弁護士に委任することが困難になる。決定の解釈は非常識というほかないものである。

秘密保持契約においても、対象情報は以下のように記載し、開示する権利を有する者が守秘義務を負わずに取得した情報は、守秘義務の対象から外れるように以下のように規定するのが、確立した実務である。

本契約の対象となる「本件秘密情報」とは、検討課題に関連して本契約当事者のいずれか(以下「情報受領当事者」という)が他方当事者(以下「情報開示当事者」という)から受領した情報であって、情報開示当事者が秘密として管理している情報をいう。

但し、以下に該当する情報は本件秘密情報に含まれない。

- (a) 本契約日現在において公知である情報、及び情報受領当事者の故意又は過失によらずに公知となった情報。
- (b) 当該情報の受領以前に情報受領当事者が既に知っていた情報。
- (c) 情報受領当事者が、当該情報を開示する法律上の権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく取得した情報。

なお、国内弁護士の実務においては、ほかの依頼者に関する秘密に該当することは、自ら書かず、本人から陳述させ依頼者の陳述書として提出するとの実務があるようであるが、秘密に該当することは、本人から陳述させれば、守秘義務違反を回避できるというのは、どう見ても珍妙な解釈というほかない。

原告 X1 の専門分野である国際カルテルのリニエンシー(課徴金減免申請)では、代理人が公益通報を行い、本人に陳述させない実務となっている。原告 X1 はその実務に依拠し自ら情報開示したのであり、仮に職務規程上の解釈では、秘密漏えいにあたるとしても(そのような解釈は全く非常識であるが)、相当な注意を行ったうえでの行為であり、何ら懲戒対象行為になるものではない。

本件では、告発対象事実が公益通報者保護法上の公益通報対象事実であることが明らかとなっており、その意味で通報者が守秘義務を負わないこと、従って代理人がそれを開示しても守秘義務違反にならないことは明白となっている。日弁連調査課に問い合わせたときも、依頼者が公益通報者保護法により保護される場合は、代理人により開示されても守秘義務違反にはならないとの見解を得ている。

また、公益通報対象事実に当たらないとしても、少なくとも真実相当性を有する内部通報に該当する限り、理論的にこれを当局に通報することは正当行為であって、通報者(労働者)の守秘義務違反にはならないと解されるので、その場合にも原告 X1 の守秘義務は解除されるものと解される。本件では、経営改善指導が行われ、フェリーチェとの契約の見直しが示唆されているという点で、真実相当性はあるのであるから、告発の根幹的部分に真実相当性があることが立証されており、(通報者および)原告 X1 の守秘義務は解除されている。決定は、県の経営改善指導だけでは、真実相当性が立証されておらず、守秘義務は解除されていないと解するようだが、そのような解釈が独自かつ非常識なものであることは前述したとおりである。仮にそのような解釈により、秘密漏えいにあたるとしても(そのような解釈は全く非常識であるが)、相当な注意を行ったうえで守秘義務に反しないと確信して行った行為であり、何ら懲戒対象行為になるものではない。

なお、職務規程解説でも、公共的性格を有する事実は、守秘義務の対象から除外されているので、その点でも公共性を有する情報か否かの分析を欠き、安易に情報漏えいを認定した決定の誤りは明らかである。

3 業務監査請求を不当利益取得目的として懲戒対象行為と認定したこと(決定(15)(17)(18)関係)

(1) 業務監査が無償であることは明確にされていること

決定は、本件の初動段階での原告 X1 の対応を「原告 X1 は、これまでに認定したとおり、懲戒請求者から委任契約を解消され、顧問契約の締結を拒否され

るや、懲戒請求者を相手方として、①労働組合を代理しての団体交渉要求、②被用者を代理してパワハラ等を理由とする謝罪請求及び損害賠償請求、③被用者を代理して労働審判請求を相次いで行い、懲戒請求者の秘密に属する情報を漏洩するなどの懲戒に相当する行為を行っており、」として、原告 X1 の 8 月 28 日から、9 月 18 日レターまでの一連の対応を不当な利益要求を行っている」と認定している。

しかし、既に述べたように事件の見立てが根本的に間違っており、違法行為をカバーアップする請求者の不当な利益を保護し、違法行為を助長するものとなっており、綱紀委員のこの認定は、綱紀委員の資質への疑問とともに、綱紀委員自身が懲戒相当ではないかという強い懸念を生ぜしめるものである。

原告 X1 は、業務監査を行うことを求めたのであり、業務監査請求を行った翌日である平成 25 年 8 月 28 日の午前の会議で、報酬に関しては、無償にするとしており(甲 B 甲 3 の 5 の末尾参照)、利益を得、利益を得る目的などは存在しないし、この点は、9 月 19 日の書簡(甲 B 甲 3 の 21 の 3 頁目)でも確認されていること、本件では、原告 X1 は、膨大時間をプロボノ業務として行っていること(甲 B 甲 52 参照)は、第 3 の I.2 で指摘した通りである。

この認定は、請求者がそのように仕組んだストーリーに過ぎない。原告 X1 が委任契約を解消され「私が立腹するのも当たり前じゃないですか」というくだりがあり、請求者がそのことをとらえて利益目的と主張していることに影響を受けたのかもしれないが、原告 X1 が立腹していたのは、三根谷が、理事項に就任し、X2 氏や X1 健氏を排除しようとしていたことに向けられたものであり、経済的な理由ではない。立腹が経済的理由であるなら、9 月 18 日に辞任した時点で、本件から逃げぬけるはずである。なお、本件に踏みとどまったのは、公益通報者を保護しなければならない、カトリック学校を守らなければならないという使命感以外の何物もない。これほど汚い公益通報つぶしが成功し、公益通報者が生命の危機に瀕する状況は、まさに社会的正義と基本的人権の保護の観点からあってはならないことである。これだけ悪質な公益通報つぶしに接しながら、その通報者を無償で支えている弁護士を利益目的などと認定するのは、名誉毀損も甚だしいものがある。

業務監査請求を義務なきことを行わせるというのも、全くの見当違いであり、もしそのように言えるなら、非営利法人の公益通報を内部的に解決することは不可能である。業務の適正を確保することは、学園理事の責務であるから、業務の適正を確保させる方法として、業務監査を求めるのが最もオーソドックスな内部的努力である。公益通報に対して、公正な業務監査を請求することは何

ら義務なきことを行わせるものではない。

原告 X2 が原告 X1 による業務監査を求めたのは、適正な業務監査を行うのに最も適切なものは、原告 X1 だと信じていたからであり、依頼者の意向に従って交渉することを非行とする解釈や、交渉の問題に介入する姿勢は、良識を欠くものというほかない。学園が適正な業務監査を実施し、原告 X2 に伝えるという提案があれば格別、単に形だけの業務監査を公認会計士に行わせるだけでは、適正な業務監査を実施したことにはならないと伝えているだけである。学園が行った公認会計士の業務監査では、フェリーチェとの業務委託契約の問題が明らかにされることはなかったことから、原告 X2 が原告 X1 による業務監査請求を求めたことは、適正な業務監査の要求として合理的なものであったことが裏付けられている。依頼者の意向に従って、業務監査を請求することが、不当な要求となるものでも依頼の勧誘となるものでもないことは明らかであり、それを「非行」とする決定の解釈は、交渉の自由・弁護士の業務活動を不合理に制約するもので、独禁法に違反する。職務規程 22 条においても依頼者の意思の尊重が規定されている。

学園(請求者)は、原告 X1 が業務監査の権利を持っているわけではないから原告 X1 の業務監査を拒否することはできるが、その場合でも公益通報に対し、適切に対処し、業務の適正を確保しなければならないのであるが、請求者はそれが全くできていない。原告に住民訴訟で指摘されるまで、業務委託契約は修正もされないばかりか、拒否した後の学園の対応は、(原告 X2 には)公益通報を握りつぶそうとしか思えない行為ばかりであり、それに対抗して、原告 X1 が、依頼者である原告 X2 のために行った対抗手段が、不当要求になるものではない。パワハラに対する謝罪、損害賠償請求、公益通報者のための労働組合の代理を兼ねることなどは、原告 X2 への不当抑圧をやめさせ、適正な業務監査を行わせるための交渉手法であり、このような交渉手法は、断じて、制限されるべきではない。

決定の論理では、このような原告 X2 の依頼が違法であり、それを断ることを弁護士倫理が求めていることになるが、それは、公益通報者が内部的な問題の解決のために行う交渉手段をことごとく否定し、弁護士倫理の名のもとに、適正な業務監査を行わず、違法状態を固定化する学園役員の不法な利益を擁護する恥ずべき判断である。この決定は、綱紀委員会が綱紀委員会が取り締まらなければならない不法の利益を守るように懲戒権を行使しているのであり、綱紀委員こそ懲戒相当である(14 条、21 条、5 条等の違反)。

(2) 顧問契約の締結を要求したとの認定の誤り

原告 X1 が「顧問契約」と言っているのは、包括的な委任契約と同義である。決定は定額の報酬を求めるものを顧問契約と解釈するが、そのような意味での顧問契約を原告 X1 が求めたものではない。求めたのは学園代理人の地位であり、それを求めたのは、言うまでもないが、業務監査を行う権限を得るためであり、利益目的ではない。8月28日の会議で、無償でさせていただくと言っているのである(甲 B 甲 3 の 5 の末尾)。請求者の書面には何度も「原告 X1 との顧問契約を復活させ、原告 X1 に月額 50 万円の顧問料を支払って業務監査を依頼しなければ」というカッコ書きを補ってあたかも、顧問料の要求が継続しているような文言を付加している(この点も請求者の不法の目的が推認される)が、業務監査については無償であることを明言している。

9月2日付第3書簡(甲 B 甲 3 の 4)には、「業務監査の結果にしたがい、三根谷、松原に損害賠償請求を行いますから、本件で、当職が学園を代理したとしても、報酬が高すぎるということは決してありません。」との記述はあるが、これは、業務監査後の責任追及が生じる場合の受任の話である。念のため、9月19日付第6書簡、甲 B 甲 3 の 21 の 2 頁目で、「通知書 2 により当職が引き続き顧問料を請求する意図がないことも明確にされています」としており、業務監査の実施は、無償であることを確認しているのである。

なお、顧問契約の締結が不当要求であるというのは、顧問契約の意味を請求者の主張によって、捻じ曲げていることによって起こるのである。

(3) 第 1 書簡が利益誘因だとする点について

決定は、第 1 書簡(甲 B 甲 3 の 2)での請求(提案であるが)が利益誘因だとするが、交渉の初期段階の提案の第 1 書簡は、提示後の会議ですぐに第 2 書簡(甲 B 甲 3 の 3)に修正されているのであるから、交渉の結果、すぐに撤回された行為をとらえて、職務規程違反とか懲戒相当行為というのは、「非行」の解釈としてあり得ない。当然違反行為の重大さ、期間が問題になるべきであって、第 1 書簡はすでに撤回されたので問題にならない。

念のため補足すると、この提案が全くの不合理というわけではなく、契約の解釈として、合理的な提案である。業務監査請求に権利があるかいなかに関わらず、交渉することは可能である。その交渉を不当な目的ということはできない。その交渉の一つの提案として、原告 X1 が代理人に復帰し、タイムチャージ清算時に発生する 1 年分の定額顧問料の金額での受任とすることは合理的なものである。2月1日付け契約では、労働事件終了後のタイムチャージの清算後、顧問契約に移行することを予定しているのであるから、それについての協議を行うのが当然であり、協議を行わなければ協議義務違反で 1 年分の損害金が発

生する。その金額で学園の業務監査を行いましょうというのであるから、損害金を払わなくて済むだけ学園にとって有利な契約である。

いずれにせよ、金額が問題になるならその報酬はなくてもよいとして、8月28日の会議において直ちに撤回し、第2書簡を送付している。平穩時に行われた交渉で、第1書簡を相手方が受領して、交渉が始まってからわずか2時間以内に撤回された書簡が不招請勧誘であると解するのは、暴論以外の何物でもない。これでは弁護士は、交渉を適切に行うことができず、弁護士業務に対する過度の制約になることが明らかである。

なお、決定は、個別の委任契約を解除することが当然に債務不履行になるということはできないとするが(50頁)、債務不履行にはなるか否かに関わらず清算金の定めとして、30万円×12カ月の清算金が発生すると見ることは、契約の一つの合理的な解釈である。しかし、そもそも問題として、その立場に固執しているわけではなく、すぐに撤回して無償でやると言っているのであるから、それを問題にすること自体が良識を欠いているのである。

(4) 9月2日付第3書簡について

W 監事宛ての書簡について、原告 X1 の顧問契約締結により、監査業務を要求する権利があるかのごとく主張した点において、正当な要求と見ることはできないとする。しかし、すでに述べたように、業務の適正を確保することは、学園監事の責務であるから、業務の適正を確保させる方法として、公益通報に対して、公正な業務監査を請求することは何ら義務なきことを行わせるものではない。

加えて、この書簡は弁護士宛ての書簡であり、特に相手方が表現に誤動される可能性はない。業務監査が法的な権利でないとしても、交渉としてそれが学園にとって有利であれば、業務監査を請求して、どうしてそれが正当な要求と見ることができないのであろうか。綱紀委員の見識を疑わざるを得ない。

決定は原告 X1 の不当な利益獲得目的であると認めるとしているが、原告 X1 は無償であることを8月28日の会議で通知済みであり、顧問契約が復活しても報酬の支払いを求めるものではないのであるから、この点も全く書簡の意味も取り違えているというほかない。決定は顧問契約を締結すれば、自動的に30万円から50万円の報酬を受け取るように考えているのは、請求者が意図的にそのように主張しているだけである。繰り返し主張しているように、顧問契約は業務監査請求の法的根拠づけだけであって、報酬請求については、これを行わないことを通知しているのである。

(5) 9月19日付第6書簡について

さらに、9月19日付第6書簡(甲B甲3の21)についても、顧問契約の締結により顧問報酬を得ることを目的としていると言わざるを得ないとしているが、どこからそのように読むのか理解しがたい。この契約で顧問契約の復活を求めているのは、あくまで業務監査を行う権限を得る目的であって、顧問報酬については、何ら言及しておらず、その点は報酬ゼロで行うことを第6書簡においても確認しているのである。

4 労働組合の代理(決定(9)関係)

この点は、独立の問題ではなく、原告X1が原告X2の代理人になれるかで決まる問題である。この点、原告X1は受任可能であると信じるに相当な理由をもって、原告X2を受任しているのであるから、原告X2を守るための代理人になることを禁じられるものではなく、またそれが許容されると信じるについて相当な理由がある。

決定が、独立の問題として、労働組合の代理ができないとするのであれば、不当な弁護士業務活動に対する制限である、通報者のために労働組合が結成された場合、労働組合と通報者は利益を共通しているのであり、決定の職務規程の解釈は、過度に広汎な規制を行うものであり、弁護士業務に対する不合理な制限である。

しかも決定は、事実関係を正しく把握できていないのではないかと思われる。前の労働事件での労働組合は、経営者側にあり、経営者がむしろ労働組合の側に寝返っているのであって、原告X1がポジションを変えたわけではない。従前対峙した労働組合とは、依然として対峙したままであって、原告X1が前の訴訟での労働組合と同一か、それに近い立場の労働組合を代理しているわけではない。新たな労働組合は通報対象事実について、業務監査請求を行うことを要請する目的で結成されてものである。その趣旨は、個人では業務監査請求を受け入れてもらえないため、労働組合として交渉することによって、業務監査を実現させたいと考えたものであり、そこに不法の目的が生じると解するのは不合理極まりないものである。不法の目的は、このような威嚇により、重大な経営の不適正・善管注意義務違反がありながら、それを隠ぺいしようとするために懲戒制度を用いる請求者の側にこそある。そのような事情を何ら考慮していないことも不合理極まるものである。

そもそも、この労働組合は、届け出もしないまま、最初にレターを出したきり

で消滅したものである。非行というからには、相当の期間、活動していることが必要であり、届け出もしないまま、最初にレターを出したきりで消滅した労働組合の代理をあたかも、大々的に労働組合を代理して、長期間において労使交渉を行っているかのような書き振りで大げさに誇張して書くことは、綱紀委員の中立性・適格性に疑問を生ぜしめるものである。各条項の解釈は実質的に解釈するという職務規程 82 条にも違反する。

5 損害賠償請求・慰謝料請求(決定(10)関係)

これも、原告 X1 が学園の委任契約終了の直後に通報者の代理人となっていることが、「非行」を構成するかどうかで決まる論点であり、その点が非行を構成しないのであれば、すなわち受任可能であると信じるに相当な理由があれば(その事実は認められる)、かかる損害賠償請求や慰謝料請求が制限されるものではない。それが制限されるとすれば、依頼者のために的確に請求を行うことができなくなり、そうした請求が独立して職務規程違反となるのであれば、当該規定の解釈は、明らかに弁護士の事業活動の不当な制限であり、独禁法に違反する。職務規程 22 条においても依頼者の意思の尊重が規定されており、同条にも反することになる。

6 契約の問題：委任契約書は作成されていること、契約は、包括契約であること(決定(1)関係)

決定は、平成 25 年 2 月 1 日付書面を契約書には学園のサインがないから、委任契約ではなく(契約の申込みに過ぎないとする)、委任契約書は作成されていないと認定しているが、かかる解釈・認定は、柔軟性を欠き、不合理かつ過度の規制であって、弁護士の事業活動を不合理に制限するもので違法である。

顧客が千差万別である以上、顧客にとって最もわかりやすい契約にすることが許されて当然である。原告 X1 も一般的には、通常報酬契約書を使うので、2 月 1 日付書面で使ったようなレター・アグリーメントによることはまれであるが、理事長が高齢であり、目が見えないため理事長に読み聞かせるにはこれが最適と考えて選択したものである。決定は、学園の署名がないから、一方の当事者が署名し、他方の当事者がそれに従って毎月報酬を支払っている以上、契約であることは揺るぎがなく、契約として機能しているのだから契約書であるという原告 X1 の主張が独自のものであるとするが、独自の見解とはどちらの方であろうか。契約の申し込み書面として、契約内容が書かれた申込書が送られ、それに対し、履行があれば当然にその申し込み書面は、契約書である。原告 X1

は、国際業務を行う弁護士であるが、国際的な売買契約では、申し込み書面に対し、物品の送付、代金の支払いなどの履行により契約が成立し、とくにカウンターサインを求めない実務があり、弁護士の報酬契約でも engagement letter という書簡の形式で行われる委任契約もあり、その場合には、受任者からの書面しかないものはいくつも見たことがある。契約の国でさえ、そのような契約実務があるのであり、両者がサインしていなければ、契約書でないなどという見解こそ履行による承諾という民法の基礎的知識を欠く独自の見解であり、まして、それが欠けていれば、職務規程違反で懲戒に値する「非行」にあたるなどというのは、弁護士の事業活動の不当な制限である。

決定は、2月1日付け契約書が、顧問契約であるか否かについて議論し、2月1日付け書面による契約は顧問契約でなく個別の案件であり、個別の案件の表示がないから契約書に不備があると主張しているが、珍妙な独自の解釈であり、綱紀委員の適格性が問われる。

タイムチャージとというのは、固定額ではなく、いつでも解除することのできる包括契約である。本件が包括的な委任契約であり、一件限りの受任でないことは、末尾の尚書で、非商業的案件には、20,000万円のレートを使うが、学校債の発行や資産流動化などの商業的案件については、35,000円の通常レートを使うと書いていることから明らかである。

また、決定は、8月以降には今度は顧問契約を申し込んだと認定しているが、8月1日に新たに申し込まれた契約更新申込み(甲B乙11の8)も超過時間は精算するとされており、1か月の請求上限が50万円に変わっただけであり、従前の契約と何ら変わらないのである。

決定は、個別受任か、定額の顧問契約しかないかのような前提に立っているが、その前提自体が誤りであるし、職務規程の解釈として、そのような2タイプの契約書しか認められないと解釈するとすれば、それこそが、弁護士業務に対する不合理な制限である。サービス提供方法を制限することは価格設定を硬直化する点で、一種の価格カルテルを助長するものであるとさえ考えられる。

国際弁護士の実務では、委任契約は、原則全て包括的なタイムチャージの契約であり、一件ごとの契約は存在しない。本件も基本的にはタイムチャージである。つまり、この契約は、タイムチャージで100万円を超える支払いについては、支払いが繰り延べられるタイムチャージ契約なのである。

決定は、2月1日付書簡に中途解約条項がないことを問題にするが、タイムチャージ契約では、中途解約条項など必要ない。委任者は、いつでもその時点までのタイムチャージ費用を清算することにより、契約を終了することができる。したがって、中途解約条項など必要ない。学園は、7月までのタイムコストを清

算して、契約を終了させたわけであるから、中途解約時にタイムチャージコストの残額が精算金額となることは契約上、明確であることが学園の対応からも裏付けられる。

契約書の意義を過度に厳格にとらえることは、弁護士の事業活動を不当に制約するものであり、形式的に契約書にあたらなくても、カウンターサインがないだけで懲戒理由にあたるとするのは、非常識であり、弁護士の事業活動を不当に制約するものである。また職務規程 82 条の解釈指針において、各条項の解釈は実質的に解釈するとされており、同条にも違反する。また、原告 X1 がカウンターサインなしで契約書になると信じたことにも相当の理由があり、顧客にとって最もわかりやすい契約として、書簡形式のものにしたことは合理的なものであるから、これが「非行」となるはずがない。

本件の紛争が、委任契約書が作成されていなかったことに直接起因するとうい認定は事実誤認も甚だしい。そのような因果関係は何ら立証されていない。紛争の原因は、請求者の原告 X1 を辞任させようとした不当目的である。そのことは、決定が送付されるや直ちに請求者が原告 X1 の辞任を準備書面 4 で請求していることから明らかとなっている。

7 報酬に関する紛議調停解決努力義務違反・説明義務違反はないこと(決定(5)関係)

(1) 紛議調停で説明を拒否した事実はないこと

弁護士を報酬をめぐる紛争が生じて、依頼者から紛議調停の申立てがあり、報酬についての説明を求められたときは、依頼者による紛議調停の申立てが明らかに不当な目的である場合を除き、弁護士が容易に説明できることを説明せず、提出できる資料を提出しないことはその努力義務に反するとする。

決定は、紛議調停が終了した理由として、原告 X1 が説明を拒否したからであると考えているようだが、全くの事実誤認である。原告 X1 は、第三者委員会の設置の交渉と一括して調停事項にするのであれば、交渉に応じるとしているのであり、その提案を拒否したことが紛議調停が不調に終わった理由である。原告 X1 は、調停委員が、申立人が第三者委員会設置の要求を拒否しましたがどうされますかという問い合わせを受けたこともない。一回目に原告 X1 の側で、第三者委員会の設置とバーターにしたいという提案が出され、調停委員がそれを元に相手方と交渉したと見られる時期を経過したのちに、再度の調停委員からの事情聴取はなく、調停が成立しなかっただけであって、タイムチャージの提

出などが紛議調停において求められたこともない。

これに対し、決定は、原告 X1 の第三者委員会の設置の要求に対し、請求者の応じるべき理由について、十分な根拠があると解されず、第三者委員会の設置を要する事項であるとは認められないと認定する。

しかし、業務の適正を確保することは、学園理事の責務であるから、業務の適正を確保させる方法として、公益通報に対して、公正な業務監査を請求することは何ら義務なきことを行わせるものではない。公益通報が行われている以上、適正な監査を実施するため第三者委員会の設置を提案することは、その権利がなくとも何ら問題にされるべきものではない。権利がなければ、交渉の材料として主張することが禁じられるものではない。依頼者の意向に従って提案を行うことは、何ら制限されるものではない。職務規程 22 条においても依頼者の意思の尊重が規定されている。また、弁護士間の紛議は、職務規程 73 条で、紛議調停の対象になることも明言されている。それを制限する決定の職務規程の解釈は、弁護士の事業活動を不当に制約するもので独禁法に違反する。

さらに、決定の解釈は、業務の適正を確保するために内部通報者代理人がとる手段を著しく制約するものであり、決定の解釈は、違法な経営の隠蔽・内部通報者保護法違反の行為を助長するものとなっており、綱紀委員の議決は違法行為を助長してはならないという職務規程 14 条に違反する疑いがある。

そのような事態が生じた原因は、請求者の意図が原告 X1 の辞任にあること、それが懲戒制度の不当な利用であることを認識できなかったからであり、その点では、綱紀委員の適格性の問題が生じざるを得ない。

(2) 説明努力義務が生じない特段の事由があること

紛議調停についての事実誤認、原告 X1 の業務監査請求に対する不当な解釈の点を別にしても、本件では、原告 X1 が説明を行わなかったことに請求者に不当の目的があると信じる相当な理由、その他の合理的、相当な理由があり、非行を構成しない。

今回の場合には、原告 X2 の保護の観点から、要求に応じないことには相当な理由がある。

対象となるタイムシートには、X2 氏や保護者との克明な交渉を含め、個人情報満載されている。個人の部分を削ったとしても、その内容から誰に関することが容易に特定されてしまう。そうするとこれらのタイムシートに記載された者に対する個人情報の漏えいとなる危険がある。

第 2 に、本件では、三根谷は、8 月 28 日の会議において、報酬の問題を通報

対象事実であるフェリーチェ問題から回避させる目的で執拗に蒸し返している。
この会議では、フェリーチェ問題を議論することを何度も請求の問題に押し戻そうとしている。報酬の問題を攻撃材料に使おうとしていることは、合理的に疑われる状況にある。

この8月28日の会議を見ても三根谷氏の田川理事長に対する強い影響力は、歴然としている。会議で、主にしゃべっているのは三根谷氏で、業務監査請求とフェリーチェの話をそらそう、そらそうとしてもしきりに、話を費用の問題に引っ張ろうとしている。甲3の5の会議の議事録の以下の点を参照。

・18頁で対象弁護士が「報酬の話はもういいですよ」と言っているのに、なお、その議題を蒸し返している。

・33頁：三根谷「なんで、そっちに議論がいつちやうわけ」

・35頁：X1「だからフェリーチェとの間のね」

三根谷「フェリーチェとの話じゃないんですよ、今日は先生にお支払するお金を含めて…その、今後のことが一番じゃないですか

X1「いやフェリーチェのことが一番です」

三根谷「なんで、フェリーチェのことが一番なんですか」

・43頁、52頁でも執拗に、業務監査の問題を報酬の問題にすり替えようとしている。）」

・51頁では、フェリーチェが多大な利益を上げていることを指摘し、それは、「みなさんだって、三根谷先生以外は納得されているような気がします」といったときに、「あたし以外が納得してるって」と焦って気色ばんでいます。

こちらの反訳で省略し、あとから乙号証で出したところも費用の話ですが、費用は、最後に私が無償でやりますと言っている(88頁)し、業務監査請求の改訂版でも費用についてすべて落としているのですから、最終的には問題にならなくなっているのです。87頁

理事長が原告X1の仕事ぶりに感謝していたことは、8月28日の会議の以下の会話からも明らかである。甲3の5の27頁、41頁)

X1「私は、本来はビジネスの弁護士だから2万円でやることなんかありえないんです。」

田川「そこは感謝してるじゃないですか」

X1「私どもは死ぬほど感謝しているんですよ。X1先生の件に関しては(注:これは、田川理事長が、X1健氏が司祭をやめたときに、●の校長に雇ってもらったことを指している)。だから、ここは、お金に関係なく田川先生が困っていらっしやるんだからやらないといけないと思って徹底的にやったわけですよ。」

田川「だからありがたいです。」

(中略)

田川、「弁護士だからね。戦闘的で僕はいいと思いますよ。勇ましいし、われわれみたいなものにはほんとね、ありがたかったんですよ。」(41頁))

上記の点から、本件では、請求者がタイムシートの提出を求める理由が原告 X2 への攻撃材料を模索するためにタイムシートの提出を求めている可能性は極めて高い状況であり、依頼者に対する善管注意義務の観点から拒否するのは当然である。職務規程 22 条においても依頼者の意思の尊重が規定されている。

決定は、原告 X1 が説明に応じない特段の事情を述べていないとする(37 頁)が、原告 X1 は、この請求は、通報により生じる役員の責任の回避の目的であると答弁書で主張し、事情聴取においても述べている。報酬の問題に少しでも回答すれば、学園の三根谷理事と田中弁護士が執拗にその点を突いてくることは明白なように思われた。実際、現在の訴訟では、原告 X1 が原告 X2 のために費やした時間についてのタイムシートを出したところ、F 弁護士が、村石・原賀に対するレターにコメントを入れたという記録を見ただけで、F 弁護士に対する辞任請求を行っているほどなのである。この対応を見れば、タイムシートの請求が不当目的であることは十分に推認される。現在の依頼者への攻撃が予見される場合に、タイムシートを提出することは、原告 X2 に対する善管注意義務違反となる可能性が高く、F 弁護士の例からも、要求を拒否したことの正当性は裏付けられている。

契約終了後の説明義務は努力義務であり、「努力義務」である以上、努力しないことに合理的な理由があれば、その義務は解除されると解すべきあり、本件のような原告らとの紛争を抱え、紛争のために、紛議調停制度や説明義務を利用していると疑われる場合は、説明についての努力義務はないと解すべきである。

この点、決定は、「明らかに不当な目的である場合を除き」として、「明白性」を要求するが、なぜ、そのような高いハードルになるのか根拠がない。過失のない場合を除くのであれば、努力義務に過ぎない規定であるから、説明しないことに相当な理由がある場合で足りるはずである。もともと、決定の考え方も、決定の直後に、原告 X1 の辞任要求を行っていることから不当目的は明白なものとなっている。

なぜ、本件のような激しく対立している相手方に対して、塩を送る行為をし、そのようなわずかな対応についての考え方の違いを「非行」とまで言われなければならないのであろうか。本件は、訴訟になっているのであるから、請求者は、報酬について、減額させる請求原因があると考えれば、損害賠償請求訴訟の中で反訴を提起し、その中でタイムシートの文書提出命令を求めればよいの

である。そのようなオーソドックスな方法を使わないのは、請求者が善意で請求の中身を知りたいのではなく、懲戒制度を使って、原告らを攻撃する材料を探すために利用していると疑う相当な理由があるのである。紛議調停にこだわるのは、懲戒制度を使うために行っていることであると思われる。

決定は、弁護士倫理の名のもとに、弁護士倫理から最も離れた違法行為を助長する者を保護しているだけである。とくにこのような努力義務に過ぎない規定まで、職務規程違反で懲戒相当の理由とすることは明白に懲戒権の濫用的行使であり、弁護士業務についての不当な制限である。職務規程 22 条(依頼者の意思の尊重)にも反する。

8 直接交渉禁止義務違反(決定(20)関係)

原告 X1 が、FAX の学園を相手方とし、cc(写し送付先)で代理人に送付したことが直接交渉禁止に反するなど認定することについては、驚きを禁じ得ない。

直接交渉禁止というのであれば、決定は、田中弁護士の受任の範囲を明らかにすべきであるが、その点の認定はない。答弁書でも述べたが、田中弁護士は、学事課の立入検査に立ち入っておらず、合理的に考えて、経営改善指導に対する対応は、田中弁護士に対する委任の範囲外であると考えられた。原告 X1 は、経営改善指導に関して、その内容を 26 日に問い合わせた際、田中弁護士が代理人として対応しているかを確認したところ、県は、田中弁護士のことを知らず、経営改善指導に関して、田中弁護士から連絡を受けたこともないとのことであつた。

県の経営改善指導に関する対応は、田中弁護士に委任されていないと信じ、学園を相手方として fax を送付し、念のため、関連事件を受任している代理人に送るのは、相当な注意を尽くした事務処理であつて、何ら職務規程違反はない。

決定は、問い合わせるべきだとするが、原告 X1 は、県に問い合わせ、田中弁護士が経営改善指導の対応に関し、受任されていないことを確認している。そもそも問い合わせる義務があると言えるのは、田中弁護士が当該事項を受任していた場合である。しかし、同弁護士は、そのような受任を受けていたかは決定では認定されていない。決定の事実認定は杜撰極まるものである。

県の経営改善指導に関する対応はこれまでに田中弁護士が学園から受任していたと考えられる業務監査請求、原告 X2 に関する懲戒問題とはあきらかに別の問題であつて、かつ原告 X1 は県に確認しているのであつて、従来の委任の範囲に含まれていないと信ずるに相当な理由があり、原告 X1 は、相当な注意を果た

している。そもそも従前の交渉とは異なる新たな事項については、本人に送るのが当然であり、それが実務である。訴訟の訴状も本人に送達される。そこで委任の有無が決まってから代理人に送達されるのである。決定の論理は、無茶苦茶ともいふべきものであり、弁護士の実業活動に対する不合理な制約そのものである。

なお、この交渉は、学園の対応が頑なであるため、東京大司教区に仲介を依頼し、東京大司教区岡田大司教は、高橋博カトリック小中高連盟委員長を使者として、交渉を行っている。学事課に対し、県で、田川理事長、カトリック関係者、原告 X1 で経営改善指導を受けた学園の今後の対応について、話し合う機会を作りたいと要請した際も、千葉県は、学園理事長に直接、連絡している。要するに、学園が、経営改善指導の対応の問題について、田中弁護士が対応を委任したことはないのである。

さらに、本レターは学園代理人である田中弁護士の辞任を要求する内容であり、田中弁護士が自身の代理行為の問題を学園に助言するのは利益相反であり、別の代理人に依頼して、その点を判断する事項である。そのような利益相反を生じる恐れのある事項については、直接交渉禁止の規程の射程外であり、ほかの弁護士の意見を求めることができるように本人に直接送ることも許されると解すべきであり、かつ、原告 X1 がそのように解釈したことには相当な理由がある。

以上で、決定の誤りは明らかであるが、この直接交渉禁止は、形式的・厳格に考えると多くの不都合をきたすのであり、そもそも、(労働組合の代理などもそうであるが、)このような交渉の最初一枚のレターの些末な宛て先表示をとらえて、職務規程違反だとか「非行」であるとかする決定は異常であり、綱紀委員の見識が問われる。

本来の直接交渉禁止というのは、弁護士を抜いて交渉することであり、相手方代理人が事後自分で送るように指示しているにもかかわらず、それを無視して、繰り返し、本人に送り付けたのならともかく、交渉の最初の段階で、直接、本人に送付することは直接送付には当たらないことはあまりにも当然である。最初のレターに対し、委任を受けたことが明らかになったのちにおいてのみ、このルールを適用すべきであり、かつ、その運用は柔軟でなければならない(合理的な理由があれば本人への直接送付も職務規程違反にならないと解すべきである)。

例えば、この原則を行政庁との行政訴訟にまで及ぼす場合、なんでも代理人を通さなければならないというのでは、例えば住民訴訟の場合には、住民の行政へのアクセスが制限されすぎるといった問題が生じる。

また、本件のように当の代理人の交替を求める場合、その書簡を代理人に送ることは、自然なことではない。当然、代理人自身は、それに反発するから交渉にならないからである。田中弁護士も原告 X1 の辞任を求めるレターをパートナー弁護士に送付している。このレターは田中弁護士の交替を求めるレターであるから、それを本人に送ることには、合理的な理由があると考えべきである。

cc に入れたうえでの本人への送付まで禁止することは、本人に情報が伝えられるのが遅れ、弁護士の事件放置というより深刻な問題を引き起こす。

今回の決定書の送付もその問題が引き起こされた。原告 X1 が決定書を見たのは、学園が証拠として、決定書を提出したからである。原告 X1 の代理人は、両者の名前が書かれていることから、原告 X1 にも送付されているものと信じ、原告 X1 に送付するのが遅れ、原告 X1 は口頭弁論期日において、不意打ちを食らう状況になった。原告 X1 の代理人に問い合わせたところ、宛先に原告 X1 も含まれていたから、原告 X1 にも送付されていたかと思っていたということである。

代理人にのみ送付するよりも、本人にも送付することの方が慎重な実務である場合が多い。それを両者に送ったことを懲戒事由に該当するなど、不合理極まる過度の規制であり、弁護士業務に対する不合理な制限である。かような解釈は、職務規程 82 条の運用指針にも反する。

直接送付禁止の徹底は、弊害の方が大きい場合があり、合理的な理由があれば、違反とはしないという弾力的解釈がとられなければ、弁護士の業務活動を不当に制限することになる。 そのように過度の規制を行うことにより、重大な違法行為を行う側が、それを摘発しようとする側を攻撃し、本来の争点を回避する道具に使われてしまうのであり、本件はその例である。

なお、仮に、学園が田中弁護士に代理権を与えていたと(主張したと)しても、代理権を有していないと信じることに相当な理由があり、経営改善指導を受けての役員に関する交渉の最初の段階で FAX の学園を相手方とし、cc で代理人を記載したことは、その方法が相当と信ずべき合理的な理由があるのであり、「非行」にはあたらないことも言うまでもない。

9 村石、原賀理事宛てレター(決定(24)関係)

村石、原賀理事にレターを送付し、和解案を受け入れない場合には、両名を損害賠償請求訴訟の被告に追加して、理事としての責任を迫及せざるを得ないという記載がなされていることについて、これを弁護士としての品位を失う非行に当たるとするが、役員らによる原告 X2 に対する不当抑圧、懲戒解雇等に関しては、理事会決議が行われており(甲 B 乙 23 の 17 頁(16))、両理事には公益

通報者を保護する義務に違反する行為についての責任がある。フェリーチェとの業務委託契約についても理事会で決定されている。両名の責任は免れないことは全く正しい記載である。本来は、損害賠償請求訴訟に追加すべきであり、実際に原告は訴えを提起したが、印紙 17 万円の納付を求められて、これを支払わなかったために却下されただけである。

責任のあるものに対し、責任をどうとるか、業務執行の適正を確保する方法を提案することは、当然交渉の範囲であり、それは害悪の告知ではない(責任のあるものに、責任をとるように迫ることは何ら害悪の告知に当てはまるものではない)。そうした要求が、害悪の告知であるとか、義務なきことを行わせるというのは、筋違いも甚だしい。理事に退職すべき義務がなければ、退職を勧告することが非行に当たるというのでは、和解交渉(契約の自由)・私的自治によって、事件を解決することは著しく困難になるものであって、職務規程の解釈としてとり得ないものである。そもそも、レターの内容を見れば分かることであるが、レターの中では全く脅迫的な文言・表現ぶりは使用することなく、村石・原賀理事との交渉が成立しない場合は「裁判所の公の判断を仰ぐという形で、理事としての責任を追及させていただくことにならざるを得ません」と記載しているのである。

このように、和解を提案し、それに期限を切り、和解ができなければ損害賠償請求訴訟を提起することは一般的に行われている実務である。もしこうした行為、特に本件のように「裁判所の公の判断を仰ぐという形で、理事としての責任を追及させていただくことにならざるを得ません」というような緩やか、かつ公平な表現を用いることすら害悪と評価されると言うならば、訴訟を提起することを求めて、内容証明郵便を出す現在の実務はほとんどの場合、非行に該当することになる。それでは弁護士業務は成り立たない。ある事実・法的主張について争いが存する場合に訴訟を提起することは当然ながら憲法上保障された権利である。村石、原賀理事としての主張・言い分があるのであれば、訴訟の中で適正に主張立証をして裁判所の判断を上げれば良いのである。村石、原賀理事に対してはこの意図を明確に示し、「言い分があるのであれば、公平な裁判所で双方主張を尽くしましょう」というものであり、常識的・穏当な文面である。決定の解釈は、弁護士の事業活動に対する不合理な制限であってそのような解釈は、独禁法にも反する。職務規程 22 条(依頼者の意思)、82 条(実質的解釈)にも反する。

そもそも、これが害悪の告知というのであれば、田中弁護士が原告 X1・原告 X1 の事務所に執拗に辞任を迫っているレターはどうなるのか。こちらは一回的なものではなく、繰り返しの態様で行われている(甲 B 甲 3 の 17、18、19、20、

22、甲 4、4 の 2 これらの証拠の証拠説明として、「業務監査を拒否し、論点をそらすために、原告 X1 を辞職させようと異常な態様で原告 X1 を攻撃している」と説明している。第 3 の I . 2 を参照)。この執拗な害悪の告知の方が、原告 X1 が送付した一回的な書簡よりよほど弁護士倫理上の問題は大きいと考えられなければならないはずであり、決定は著しく偏向した判断である。

また、決定を得てまだ懲戒処分が下されたわけでもないのに、原告 X1 に辞任を迫り、何の関係もない訴外 F 弁護士にまで辞任を迫っており、そのため F 弁護士は辞任している。異常というほかなく、少なくとも訴外 F への辞任請求の方がはるかに悪質な害悪の告知である。

なぜ綱紀委員は、請求者側に、より問題のある害悪の告知が繰り返し行われているのに、それを問題にせず、より穏当な態様の告知を問題にするのであろうか。ここでも綱紀委員の中立性・適格性が問題にならざるを得ない。

原告 X1 の村石、原賀理事宛てレターの送付は、職務規程に違反しないし、違反したとしても原告が、許容される行為と信じるに相当な理由があるから懲戒事由を構成するものではないことは明らかである。

第 6 二弁決定に対する請求

I W 事件の請求棄却の決定の法解釈・事実認定の違法

1 骨子

この点は、第 3 の I で論じた点に加え、以下の点を補足する。

本件紛争は、監事である W 弁護士の初期対応の誤りによってもたらされたものであり、以下の事実は、違法行為を助長してはならないという弁護士の職責に反するものであり(職務規程 14 条)、また、14 条に該当しないとしても、21 条違反であり、その違反の重大性から考えても懲戒相当である。

(1) 学園の公益通報者保護法違反を放置したこと(監事としての任務違反行為であると同時に弁護士倫理違反)

(2) 告発のみ消し・公益通報者保護法違反についての加担・帮助行為(監事としての任務懈怠と同時に弁護士倫理違反)

(3) 高額報酬を支払っても、特待生の生徒しか集められないという現実があるにもかかわらず、公益通報の対象となるサッカースクールとの不適切な契約・その結果生じた不適切な経営を 5 年間見過ごしたうえ、業務監査請求に応

じて、自ら調査していれば、かかる問題を自ら発見し得たのにそれをしなかったこと(監事としての任務懈怠と同時に弁護士倫理違反)

(4) 内部統制における監事の独立性を疑わせる行為があること、監事の責任が果たされていないこと(監事としての任務懈怠と同時に弁護士倫理違反)

(5) 法定開示書類の開示を拒否させるという違法な助言が2回にわたって行われていること

(6) 田中弁護士の違法な助言・違法行為の放置・助長・加担(14条)、非良心的行為(21条)を放置したこと:この点は、W弁護士の違法行為の放置・助長・加担(14条)、非良心的行為(21条)である。

2 違反行為の詳細な説明

(1) 学園または理事の公益通報者保護法違反行為(不当抑圧、自宅待機、給与不払い、懲戒解雇)を放置したこと

学園または理事の公益通報者保護法違反行為(不当抑圧、自宅待機、給与不払い、懲戒解雇)を放置したことは、監事としての任務違反行為である。専門的知識を有し、より積極的に違法行為に対する抑止を期待されて、弁護士が監査役・監事に就任したのであるから、一般人の監査役や監事について任務懈怠とまでは言えない場合でも、弁護士倫理違反になりうる。法的知識を有する弁護士・監事 W は、公益通報者保護法を熟知しており、あえて、学園理事に公益通報者保護法違反行為を自ら行うと同時に、他の理事がそれを行うのを放置していたのであるから、きわめてモラルに反する行為であり、職務規定14条、21条違反であり、弁護士倫理の観点からは、より一層厳しく非難されるべき行為である。

(2) 告発のもみ消し・公益通報者保護法違反について(放置をこえた)加担・幫助行為

本件では、単に公益通報者保護法違反についての放置をこえた加担・幫助行為(告発のもみ消し)があり、これに関連する事実として、下記①から⑦の事実がある。

① 8月27日に法定監査を拒否したこと

② 理事長は、フェリーチェの問題をきちんとするため原告 X1 の業務監査を受け入れる用意があったのに、意地でも業務監査に応じてはならないと W が田川理事長にいつていること

甲3の5 87頁には以下の記述がある。

X1「そうであればまさに最後の学園に対するお仕事としてこの問題を、不利にならない契約今後学園が不利にならないような形でこの理事会が運営されるのを最後に見届けるような形で・・・」

田川「やればいいわけですよ、フェリーチェの問題も」

X1「ここに書かれていることが・・・きちんと今まで、もし理事会で今まできちんと機能してたらもっと別な形でこんなに不利にならないような契約を結ばれたんじゃないかという言う気持ちはあります。だから、5年間というのは要するにフェリーチェと契約した後ですから、ここ五年の話ですからよくわかっていただけたと思うんです」

田川「今日、フェリーチェの事メモしてくれた?今X1弁護士が仰った事」

松本「はい・・・」

田川「どういう風にやればいいのかって指導してください」

X1「それはやらさせていただきます。はい、もう真剣にやります。あの、無償でやりますよ。よろしいですか」

③ 理事会を自ら招集して、業務監査請求を否決させ、公認会計士に委ねるように依頼したのは、Wであること

④ 田中弁護士を推薦したのは、Wであること、

⑤ 田中弁護士の選任後、何らの調査も行わず、公認会計士調査の後、退任に至るまで、何ら自ら通報対象事実を調査していないこと

⑥ 不当抑圧、自宅待機、給与不払い、懲戒解雇といった公益通報者保護法違反の行為をなんら制止していないこと

⑥ 田中弁護士の公益通報者保護法違反の違法な助言をなんら制止していないこと

⑦ Wが、原告X2の告発に対応し、自ら調査を行っていれば、かかる巨額の報酬と費用をすべて学園に請求している契約の異常さを発見し得たこと(そもそも、長年学園監事でありながら、それを調査していないこと自身が善管注意義務違反であるが、これは、(3)で述べる)

上記の事実を総合評価すれば、理事会を招集し、公認会計士の監査を求めた目的は、告発つぶしの方法を自ら理事会に提案し、その後、自らの責任を回避するため自ら事件に関与しないように巧妙に仕組んだものであると合理的に評価され、それが、監事としての職務違反行為であると同時に違法行為を助長し、それを先導しているという意味で、職務規程14条違反であり、その結果は重大である。

専門的知識を有し、より積極的に違法行為に対する抑止を期待されて、弁護士が監査役・監事に就任した場合、一般人の監査役や監事について任務懈怠と

までは言えない場合でも、弁護士倫理違反になりうる。弁護士倫理の観点からは、上記の点、告発つぶしの方法を自ら理事会に提案し、その後、自らの責任を回避するため自ら事件に関与しないように巧妙に仕組んだことは、違法行為(公益通報者保護法違反)を助長・加担するもので職務規程 14 条、21 条に違反する重大な非違行為であり、弁護士倫理の観点からは、より一層厳しく非難されるべき行為である。

(3) サッカースクールとの不適切な契約・その結果生じた不適切な経営を 5 年間見過ごしたこと、業務監査請求に応じて、自ら調査していれば、かかる問題を自ら発見し得たこと

高額報酬と費用をすべて学園に請求しているサッカースクールとの不適切な契約・その結果生じた不適切な経営を 5 年間見過ごしたこと、業務監査請求に応じて、自ら調査していれば、かかる問題を自ら発見し得たのにそれをしなかったことも任務懈怠を構成する。学園の財務を脅かす元凶となる業務委託契約が締結され、その契約の履行状況をなんら確認せずに、そのような高額報酬が支払われ続けた決算書類の監査報告に適正意見を出し続けていたという事実と合わせ、「公益通報の対象となるサッカースクールとの不適切な契約・その結果生じた不適切な経営を 5 年間見過ごしたこと」(理事の善管注意義務違反、民法 644 条 1 項)についての責任を示す間接事実の一部である。

したがって、

①公益通報の対象となるサッカースクールとの不適切な契約・その結果生じた不適切な経営を 5 年間見過ごしたこと

②W 監事が、原告 X2 の告発に対応し、自ら調査を行っていれば、かかる巨額の報酬と特待生の生徒しか集められないアストラの現状を発見し得たことが任務懈怠であり、任務懈怠でないとしても、弁護士の職業倫理上許容されない行為である。

専門的知識を有し、より積極的に違法行為に対する抑止を期待されて、弁護士が監査役・監事に就任した場合、一般人の監査役や監事について任務懈怠とまでは言えない場合でも、弁護士倫理違反になりうる。この関係では、弁護士が監査役・監事に就任し、弁護士であれば、発見しえた不適切な契約・その結果生じた不適切な経営を 5 年間見過ごしたことは、違法行為を助長・加担するもので職務規程 14 条、21 条に違反するもので、弁護士倫理の観点からは、より一層厳しく非難されるべき行為である。

(4) 内部統制における監事の独立性を疑わせる行為があること、監事の責任が

果たされていないこと

訴訟で監事が、学園や理事と同じものを代理人にすることは、同意を得ていれば、一般論としては利益相反にならないとしても、学園や理事と同じものを代理人にすることに学園・理事が同意している状況こそが、監事が理事の、告発つぶし・公益通報者保護法違反の行為を行っていることを黙認し、監事・理事間に黙示的な意思の連絡があることを疑わせるものである。

仮に、黙示的な意思の連絡があると言えないとしても、本紛争の一連の過程で、弁護士・監事 W が監事としての独立性を発揮したことは一度もなく、逆に、理事の告発つぶし・公益通報者保護法違反の行為を黙認し、最初の段階ではその行為を主導した疑いがあることと総合評価すれば、内部統制についての責任を W 監事は何ら果たしておらず、監事としての任務違反行為がある。

そして、内部統制における監事の独立性に関し、専門的知識を有し、より積極的に違法行為に対する抑止を期待される弁護士の職務遂行としては、社会的信頼を破るもので違法行為を助長・加担するもので職務規程 14 条、21 条に違反する重大な非行である。

(5) 法定開示書類の開示を拒否させるという違法な助言が 2 回にわたって行われていること

W 監事は、8 月 28 日、9 月 4 日の 2 回にわたり、原告 X1 が法定開示書類の開示を請求した際、電話で、学園にこれを拒否するよう助言した。これは、違法な助言であり、違法行為を助長するものである。この点が、職務規程の解釈では些細な違反を問題にするにもかかわらず、違法行為の助長(14 条)については、限定解釈がとられている問題も重大であり、その点は、第 3 の II. 3 を参照。

(6) 田中弁護士の違法な助言・違法行為の放置・助長・加担(14 条)、非良心的行為(21 条)を放置したこと:この点は、W 弁護士の違法行為の放置・助長・加担(14 条)、非良心的行為(21 条)である。この点は多岐に上るので以下の 3 と 4 で述べる。

3 田中弁護士の違法な助言(違法行為の助長—職務規程 14 条違反)

業務委託契約の開示により、原告 X2 の告発が公益通報者保護法で保護される通報であることが明らかになった、田中弁護士は、業務委託契約を見ることができ、公益通報対象事実が存在することを知りまたは知るべきであったのに、

従って、解雇事由が存在しないことを知りながらあるいは知るべきであるのに、違法な助言を行ってきたものであり、その悪質性は明白なものとなっており、同弁護士を選任に関与し、それを放置した監事 W 弁護士の行為は違法行為の放置・助長・加担(14条)に該当する。

(1) 公益通報者保護法違反の助言

公益通報を行った者を公益通報のゆえに解雇処分が行われた場合には無効であるとされ(3条)、不当抑圧、自宅待機、給料不払いその他の不利益処分が禁止されており(5条)、学園の対応は、かかる同法に違反するものである。

また、公益通報者から公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない(10条)。

公益通報者保護法が問題になる本件においては、田中弁護士は、着任後、少なくとも、業務委託契約を確認し、委託料が年間 5000 万円であること、経費をすべて学園が負担し、フェリーチェは学園の施設をすべてタダで使えるというありえないような契約であることを確認したうえ、学園に対し、原告 X2 に対する不利益な取り扱いは、公益通報者保護法違反になることを助言しなければならなかった。それをせず、かえって、原告 X2 に対する不当抑圧、自宅待機を放置し(警察・県の指導に対し適正な対応をとらせなかった。経営改善指導後に、原告 X2 の給与を不払いとしたことについて、公益通報者保護法違反の違法な助言を行い、かつ自らそれに積極的に加担した。懲戒解雇事由がないこと、解雇は、公益通報者保護法違反で無効であることを助言せず、違法行為を教唆・幫助したものであり、職務規程 14 条に違反する。

(2) 公益通報対象事実の存在についての虚偽主張を通じた訴訟における学園役員の違法行為と自らの違法な助言の隠蔽

こ田中弁護士は、業務委託契約を見ることができ、公益通報対象事実が存在することを知り(または知るべきであり)、解雇事由が存在しないことを知り(または知るべきであり)ながら、訴訟において、その点についてあたかも公益通報事実が存在しないかのような虚偽の主張、原告 X2 の告発が名誉毀損にあたり、懲戒事由に該当するかのような主張を繰り返したことは、違法行為の助長であり、職務規程 14 条に違反する。

(3) 弁護士選任権の侵害

田中弁護士が、原告 X2 の代理人を辞任させる目的で、原告 X1 が日弁連調査課に問題ないことを確認したのちも、執拗に原告 X1 および原告 X1 の所属する法律事務所パートナーに書簡を送っている(甲 B 甲 3 の 17、18、19、20、22、甲 4、4 の 2 これらの証拠の証拠説明として、「業務監査を拒否し、論点をそらすために、原告 X1 を辞職させようと異常な態様で原告 X1 を攻撃している」と説明している。第 3 の I. 2 を参照)

この繰り返しの辞任請求により、原告 X2 を孤立させようとすることは、まさに弁護士倫理が禁止しようとしている害悪の告知である。その目的は、学園理事の違法行為のカバーアップであり、違法行為を放置・助長であり、職務規程 14 条に反する。非良心的行動でもある(21 条)。

遺憾ながら、X1 事件の綱紀委員会の決定は、かかる田中弁護士の深刻な違法行為を不問に付す結果となるもので、綱紀委員会自体が、違法行為を放置・助長している状況であると評価されざるを得ない。

(4) いじめ問題を装った学園の行う不当抑圧行為を放置し、労働審判において、最低限の調査も行うことなく、虚偽の主張を行ったこと。

田中弁護士は、いじめ問題については、事件を受任しないで、学園理事によるいじめ問題を装った不当抑圧行為を放置したことは、非良心的行為であり、違法行為を助長・放置するもので職務規程 14 条に違反するものである。

(5) 原告 X2 が、田川理事長、三根谷理事、W 監事、学園代理人に対して、提起した損害賠償請求に関して、学園の代理人である田中弁護士が、理事・監事すべて、そして自らを代理していること。

学園と理事、理事間の利益が相反する事項について、ある理事の利益が守られない可能性があるので、学園、理事、監事は別の代理人をつけることを助言するべきであるのにそれをしなかったこと。田中弁護士は、学園に対する訴訟でなければ利益相反は生じないとするが、自らの助言の違法性が問題になる局面で、他の弁護士を立てる機会を与えないこと自身が、違法な助言をカバーアップ(隠匿)するものと評価されるのであり、その点において、このような代理は、自らの違法な助言を隠匿する行為である。職務規程上、このような受任こそ、職を行うことのできない事件の受任(職務規程 27 条)と解すべきである。

(6) 原告 X2 が理事に宛てた書簡について学園と理事が一体であるとの違法な

助言をしていること。

この点は、請求の趣旨の申立書 17 頁参照。学園と理事が一体であるというのは、会社と取締役が一体のものというに等しく、機関についての基本的認識を欠く違法な助言であり、職務規程 14 条違反である。

4 田中弁護士の行為は、非良心的行為であること(職務規程 21 条)

田中弁護士の行為の悪質さ、破廉恥さは、通常の事件のそれをはるかに超えるものであり、単なる弁護士過誤では済まされない。田中弁護士は、業務委託契約を見ることができ、公益通報対象事実が存在することを知りまたは知るべきであったのに、従って、解雇事由が存在しないことを知りながらあるいは知るべきであるのに、公益通報者保護法違反、善管注意義務違反の経営(民法 644 条)などの違法行為の放置・助長を行ってきたものであり、その悪質性は明白なものとなっている。仮に職務規程の 14 条に足りないとしても、田中弁護士の行為は、専門的知識を有し、より積極的に違法行為に対する抑止を期待される弁護士の職務遂行としては、非良心的行為であり、かかる行為は、弁護士に対する社会的信頼を破る弁護士倫理に違反する行為である(職務規程 21 条、56 条参照)。

英米法のコモンローのエクイティというのは、衡平裁判所(Court of Chancery)において、非良心的行為として、違法とされ、損害賠償を超えた秩序の回復命令が課されるものである。衡平裁判所は、モラルによって、発展したもので、その対象は、非良心的行為とされ、コモンローとエクイティは今日では統合されているが、これは、非良心的行為がコモンローでも違法と宣言し、損害賠償を超えた秩序の回復命令を課しうる旨の規定が置かれることによって、統合されたのである。

英米法では、非良心的行為とは、(行為者の主観ではなく)serious, deliberate, repeated という 3 要素から判断される。

本件での田中弁護士の行為特に(1)から(5)の点は、serious, deliberate, repeated という 3 要素をそのまま満たすものであり、その繰り返しの態様、公益通報者である原告 X2 を犠牲になることに何らの良心の呵責を感じることなく遂行する姿勢、信認義務違反の経営者を助ける姿勢を一貫している点において反倫理性は明白かつ重大であり、まさに弁護士倫理・職務規程 21 条に違反するものである。

同弁護士の選任に関与し、それを放置した監事 W 弁護士の行為は違法行為の放置・助長・加担(14 条)に該当する。

II 綱紀制度の運用・法適用の違法

この点は、第3のIIで論じた点に加え、第8で述べる点を補足する。

III 手続・制度の運用の問題

この点は、第3のIIIで述べたところに加え、以下の点を補足する。

1 原告 X2は、事情聴取の機会、補充主張・追加証拠の提出の機会なく却下決定を受けたこと(適正手続き保障に関する善管注意義務違反)

手続の面でも、深刻な問題がある。本件では、原告 X2 に対する事情聴取すら行われていない。原告らは事情聴取がないまま、議決が行われたと聞いて、事情聴取を行うまでもなく、懲戒相当であったとの判断が得られたから、事情聴取が行われなかったものと思っていた。そのため、懲戒相当でないという判断が送付された時には、卒倒するとともに、綱紀委員があるべき綱紀制度の運用を全くわかっていないことを認識した。住民訴訟前の形式的な要件と位置付けられ、まともな審理が期待されていない住民監査請求ですら原告 X2 の意見陳述の機会は与えられる。本件のように、弁護士である監事が公益通報のみ消し・不当抑圧・自宅待機・給与不払い・懲戒解雇に関与したと考えられる疑いのある深刻な事例で、しかも、実質審理を行う場で、原告 X2 の事情聴取もなく、請求が却下されるということは、異常というほかない。

あるいは、仮に事情聴取する義務がないとしても、これでは、主張が不明確であるとか証拠が足りないと綱紀委員が考えたのであれば、少なくとも、議決する以前に、補充主張・追加証拠がないかについて、原告 X2 に問い合わせるなりすべきである。保全手続きですら、裁判所は申立てを却下する前に一度は、補充主張・追加証拠提出の機会を与えている。何ら事情聴取することなく議決を行ったことは審理不尽であり、綱紀委員の適正手続き保障（典型的な不意打ちである）に対する認識の欠如も甚だしいと言わざるを得ない。

まして、本件では、懲戒事由を基礎づける主要な事実を個別の懲戒対象事由として独立に評価するという原告 X2 の申立てとは異なる主張整理を行っているのであるから、そのような事実整理が、原告 X2 の請求の趣旨に合致しているかを事情聴取するなり、問い合わせるなりすることは不可欠であり、それをしなかったことは審理不尽であり、適正手続きの保障に反する。

本件について、原告 X2 は 2 弁に対する申立書の段階から、米国のエンロン事

件に匹敵する重大な事件だと申し上げている。それに対しこのような原告 X2 への事情聴取すら行わずに、無茶苦茶とも言える理由付けで、請求を却下されるという事態は、弁護士自治と綱紀制度に対する深刻な問題を惹起するものである。

2 必要最小限の調査を行わなかったこと(調査義務懈怠)

綱紀委員会の審理が、審理について、申立書と答弁書及び両当事者の提出した証拠にのみ依拠し、業務委託契約すら提出させずに、決定を棄却したことは、綱紀委員の善管注意義務である。W 事件では、業務委託契約を対象弁護士に提出させれば、公益通報者保護法違反が行われている状況は、わかったはずである。W 弁護士が、業務委託契約は持っていないというのであれば、監事が自ら調査すればその証拠を容易に発見し得た状況で監事がその調査をしなかったことは任務懈怠であると認定することが可能であった。

3 議決後に新証拠が出たにもかかわらず、議決を確定させたことの問題

なお、原告 X2 が追加で証拠として提出する書面は、綱紀委員会の議決段階では存在しておらず、第 2 東京弁護士会は、提出した新たな証拠に関しては、新たな懲戒請求事由として、審理中であるが、そもそも、議決の確定に至っていないのであるから、議決後、議決に重大な影響を及ぼす事由が生じているのであれば、二弁は議決を確定させず、再審理を行わせるべきである。

Ⅲ 綱紀委員の適格を欠くものによって審理・決定が行われたこと

平成 27 年 5 月 18 日付け懲戒請求申立書に記載した通り、二弁決定に関し、綱紀委員会の部会長を務めたのは、ピーシー橋梁談合事件において、検査妨害の事実を審決書(平成 22 年 3 月 24 日ピーエス三菱ほか 10 名に対する件)において指摘されている I 圭一弁護士であった。同弁護士は、検査妨害という本来綱紀委員会に置いて裁かれなければならないような「非行」が審決により指摘されている者であるから、このようなものが綱紀委員に就任しているのは、裁判官弾劾事由にあるものが裁判を行っているようなものである。以下が、審決 35 頁の認定である。

(ソ) 被審人ピーエス三菱から平成 16 年 4 月 5 日に留置された文書のうち「リスクマネジメント委員会 12/15」と書き出しの部分(査第 285 号証)。同被審人の「東京土木支店管理部長代理兼総務グループリーダー兼事務管理グルー

プリーダー」の地位にあった者が所持していたノートの一部であるところ、その中には、同被審人が本件立入検査を受けた経緯、公正取引委員会による事情聴取の見込み等の記載の後に、「I 弁護士に対応説明会」、「細かい指導まであった」、「I→ 人格を変えてくれ。まじめに答えるな。短かく答弁する。知りません、わかりません。忘れましていく。公取のシナリオにのるな」、「供述調書に署名捺印したものをくつがえすのはむづかしい。（供述調書）は作らせない」、「何の資料か等は答えない」、「PS三菱、OKK、三井住友をターゲットにしてくる。…公取・残りの10数社は3社を見ている。対応間違えると全体でずっこける。…行く前に話し込みの必要あり」、「同業他社、外堀から埋られた場合もつっぱねる。虚偽の証言に対する制裁はない。（弁ゴ士）」、「メモを捨てる（書類整理）」、「同業者との負担（金）の書いたもの・抜けるものなら抜く 沢山なければ、整理 部長、GL 担当者が持っている」、「書類整理とは、連続もの（平成〇〇年度）について、H12の半分かくしたら言われる、かく[す]（[]は、請求者による補充）なら全部かくす」との記載がある。

第7 日弁連に対する請求

I 請求棄却の決定の法解釈・事実認定の違法

この点は、第3のIで論じた点に加え、以下の点を補足する。

被告二弁の著しく杜撰な決定に対し、追加の証拠まで提出しているにもかかわらず、日弁連は原決定を維持したこと、異議申し立てにおける重大な新証拠に対し、実質的に何らの理由づけも行わず、単に原決定を追認したことは、内容的にも手続の上でも善管注意義務違反があり、違法である。かかる違法は、第3のIVで指摘したように綱紀委員に職務規程14条・21条・5条違反の問題を惹起させる深刻なものである。

本件に関する日弁連綱紀委員会の議決は、異議申し立ての理由に何ら答えるものになっていない。異議申し立ての主たる理由は、事実認定だけではなく、手続の重大な瑕疵を含むが、事実認定に関しては、そもそも新たな証拠である業務委託契約の破滅的な内容を理解していれば、原決定の事実認定をそのまま承認することはありえず、綱紀委員としての適格性がないというほかない。

業務委託費用が月400万円、年額5000万円に上るというだけではなく、この契約ではフェリーチェは何らの使用料・賃料等を支払うことなく、学園の施設を無償で使用することができる。現実にはフェリーチェは、自らが主宰するサッ

カースクールの大会・合宿を学園の運動場・ナイター設備を使い、その費用を何ら支払っていない。学園が受け取るのは、学園に宿泊する児童の一泊当たりの負担額である 3500 円を徴収するのみである。フェリーチェは、事務所を学園の寮内に設置しているが、その使用料(賃料)も支払っていない。契約内容を見れば、学園がフェリーチェの食い物になっていること、これを締結した担当者には背任・横領・詐欺の疑いがあることを理解しなければならない。

Ⅱ 綱紀制度の運用・法適用の違法

この点は、第 3 の I で論じた点に加え、第 8 で述べる点を補足する。

Ⅲ 綱紀手続の違法

この点は、第 3 のⅢで論じた点に加え、以下の点を補足する。異議申し立てにおいては、事実認定の違法とともに、手続の瑕疵も争っているのであり、それについても何らの理由も付記されておらず、理由付記の違法がある。

本件の手続き上の問題、特に検査妨害が審決書で指摘されている弁護士が部会長として議決に加わっていつことについての判断である。綱紀委員の適格を欠く者により下された判断を維持することは、弁護士会の綱紀制度の信頼を揺るがす問題であるにもかかわらず、決定が維持されたことは、重大かつ明白な手続の瑕疵があり違法かつ無効である。

第 8 綱紀制度の仕組みによって、違法な決定・原告らの損害が発生していること

本件で明らかになった現行の綱紀審査手続の問題の要点は以下の通りである。

1. まず、綱紀委員の適格性の審査の状況は全く不透明であり、綱紀委員の名前も開示されない。X1 事件の議決についても、審理を行った部会の担当者、部会長の名前すら明かされず、委員長の名前が現れるのみであり、W 事件でも部会長の名前しか出ていない。綱紀委員の資質・公正性・中立性が確保されているか不明の不透明な手続きである。両事件決定を読む限り、綱紀委員の中立性に重大な疑義があると言わざるを得ない。

2. 独禁法事件の審決において検査妨害を指摘されている弁護士が綱紀委員会の部会長を務めている。弁護士会の綱紀制度というものに、本質的な信頼を置くことが困難な状況に陥っている。

3. 審理については、調査権限はあるのに、申立書と答弁書及び両当事者の提出した証拠にのみ依拠し、自ら追加的調査を行わない実務となっている。X1事件・W事件では、業務委託契約の提出を求めれば、事案について十分な理解が得られるにもかかわらず、それすら請求せずに決定を下している。

4. 調査を行わず、当事者主義的に審理するにもかかわらず、審理は、書面審理で、事情聴取すら行わずに、却下決定を下したり、事情聴取は行ったにしても、争点が示されず、争点について対象弁護士の防御権を全く考慮せずに決定が下される究極の不意打ちシステムである。そのため、仮処分事件以上に、手続的保障を欠いている。X1事件はその例である。原告X1が、事情聴取を得たときには、深刻な懲戒相当行為の疑いは何ら示唆されず、タイムチャージの精算方法についての説明が求められただけであり、追加書類として要請されたものは、通常の業務委託書のひな形だけである。

5. 双方が懲戒手続きを利用する場合、事件の担当が単に弁護士会となるため、審理がばらばらになる。

6. 申立書と答弁書の主張のみに依拠するため、事実認定は極めて粗雑、偏向した判断となりやすい。両事件は、その例である。

7. 綱紀委員の綱紀審査は、多数に上るため、職務規程の各条項について形式的な審査を行いがちである。その結果、事案を十分に調査せず、申立書と答弁書のみに依拠し、粗雑な理由づけから判断を下す傾向がある。そのため、違反が簡単に認定できる形式的な問題の方を重視し、弁護士倫理の観点から真に重大な問題である非良心的行為・違法行為の放置・助長ないし加担という問題について、十分に審理を行わず、申立てを棄却する傾向にある。

8. そのような事務処理となる理由として、綱紀委員も自分の仕事を持っており、昼休みに集まって議論するという一種の片手間の仕事になっており、自ら調査を行い、事案を解明して判断を行おうという意欲がない。申立書と答弁書だけで判断することについて、何らの疑問も感じていない。そのような処理に疑問を感じないこと自身が、綱紀委員としての適格性を疑わせる。

9. 綱紀委員が、綱紀違反が、公表という対象者を辱める手段を制裁を中心とすることからも強い責任非難を伴う「非行」のみがその対象となることがわかるはずである。つまり、違反行為の重大性や、行為者の認識(故意か重過失)を考慮すること、制度上、ガイドラインを公表するなどの予見可能性の確保が制度上要請されるはずである。その点に何ら思いが至らず、細かな行為に細分して職務規定違反を認定し、違反事実が直ちに懲戒対象事由とされ、それが積み重なれば懲戒相当との結論が導かれることに疑問を感じない。

10. その結果として、違法行為を助長したり、非良心的行為を行っているものからの攻撃の道具として、懲戒制度が用いられる。または、このような懲戒

制度の欠陥に精通したいわゆるプロが、懲戒手続を濫用的に利用される仕組みとなっている。

1 1. 善意の市民は、法務省への苦情や弁護士会の市民窓口への苦情を行い、善意の案件は市民窓口で処理されていることが多い。従って、綱紀委員会で処理される事件は、むしろ紛争の側面攻撃に利用されがちであるように思われる。

1 2. 以上の結果、現在の制度のもとでは、多数の綱紀事件を処理しているにも関わらず、弁護士倫理の本質的向上に役立っているかは疑問である。社会的にみれば、相手方の弁護士が違法行為を隠蔽する、放置する、助長するなどの問題が報告されているが、そのような重大な事案は、綱紀制度では十分な審理を尽くすことができない。

1 3. 弁護士倫理の確立は、弁護士秘匿特権が認められる前提条件である。現在、経団連及び日弁連は、弁護士依頼者秘匿特権の保護に向けて、ロビーイングを行っているが、弁護士依頼者秘匿特権の確立の前に、弁護士会は綱紀制度が適正で運営される仕組みを確立する必要がある。

1 4. そのためには、綱紀制度、懲戒制度が適格性の審理が行われない綱紀委員により秘密に処理され、綱紀委員に調査権限もなく、十分な審査も行われずに判断が行われる状況を改善するため、専門的な第三者機関に調査権限を付与し、自ら調査を行って審理が行われる制度を整備することが不可欠であると考えられる。

現行の綱紀制度の運用の問題を社会に知らしめる必要は極めて高く、綱紀制度の欠陥を正すべく、速やかに請求認容の判決をいただくよう切望する。